

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成23年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成23年12月9日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成23年12月9日 金曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後5時29分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第15号議案 財産の処分について
- 2 乙第16号議案 交通事故に関する和解等について
- 3 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 4 請願第1号、陳情平成20年第41号、同第43号、同第53号、同第78号、同第134号、同第148号、同第188号、同第192号、同第195号、陳情平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第32号、同第41号、同第50号、同第52号、同第60号、同第61号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第99号、同第110号の2、同第113号、同第116号、同第139号、同第148号、同第149号、同第153号、同第178号、同第197号、陳情平成22年第40号、同第49号、同第52号、同第95号、同第97号、同第98号、同第101号、同第103号、同第120号、同第128号、同第129号、同第137号、同第143号、同第147号、同第153号、同第158号の3、同第160号、同第175号、同第176号、同第179号、同第183号、同第194号、同第202号、同第206号、陳情第6号の2、第8号、第11号、第13号、第21号、第28号、第42号、第46号、第47号、第55号、第58号、第69号、第94号、第108号、第113号、第115号の3、第120号から第122号、第123号の2、第124号、第126号の2、第131号、第141号、第143号、第159号、第161号、第163号、第164号、第167号、第171号、第174号、第183号、第184号、第193号、第194号及び第196号の2

5 審査日程の変更について（追加議題）

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん
委 員	上 原	章 君
委 員	奥 平	一 夫 君
委 員	比 嘉	京 子 さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福 祉 保 健 部 長	宮 里 達 也 君
福 祉 企 画 統 括 監	垣 花 芳 枝 さん
保 健 衛 生 統 括 監	国 吉 広 典 君
福 祉 保 健 企 画 課 長	金 城 武 君
福 祉 ・ 援 護 課 長	大 村 敏 久 君
医 務 課 長	平 順 寧 君
医 務 課 看 護 専 門 監	島 袋 富美子 さん

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第24号議案の3件、請願1件及び陳情94件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、福祉保健部長及び病院事業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第15号議案財産の処分についての審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

宮里達也福祉保健部長。

○宮里達也福祉保健部長 それでは、乙第15号議案財産の処分について御説明いたします。

平成23年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の54ページをお開きください。

本議案は、沖縄県立浦添看護学校の民間移譲に伴う、建物等に関する財産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、本議案は、学校教育法等に基づき、新たな学校設置の要件を満たすためのものであることや、学生の教育環境を支障なく引き継ぎ、看護師養成を継続させるためのものであります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 議案なのですが、いろいろと本会議—一般質問、代表質問等々でも評価額というのが出てまいりましたが、そこでお伺いしたいのは、鑑定評価ということで、いわゆる単価を決めたと思いますが、その鑑定評価書について御説明をお願いできますか。

○平順寧医務課長 それでは御説明いたします。不動産鑑定書というものは、不動産鑑定士が国が定める不動産鑑定評価基準に基づいて評価対象不動産の適正な価格を表した文書でありまして、この資料については裁判の立証資料にも採用されるなど非常に信頼性の高い書面とされております。

また、鑑定評価に当たる鑑定士なのですが、これは不動産の鑑定評価に関する法律において良心的かつ誠実に鑑定評価を行うということと、それから不正・不当な鑑定評価行為が禁じられておりまして、そういったことがありますと懲戒処分があるとか、そういう大きな責任のもとに公平かつ適正に鑑定評価を行っているということでありまして、その結果として鑑定評価書が出ているわけでございます。

県においてはこのように公平性、信頼性の上、県知事が指定する鑑定業者の中から選定し鑑定を依頼しているものであります。したがって、県としては鑑定業者において地域分析とか、いろいろな公平な立場から鑑定評価されたものと認識しておりまして、処分の重要性ということから県の事務処理要領に基づき、2者の鑑定結果をもとにその積算額の平均値ということで処分予定価格を決めたものであります。

○佐喜真淳委員 法的にしっかりとした形の鑑定評価書ということで理解をいたしますし、公平に評価したと理解をいたします。そこで、県議会で坪単価は9万円幾らだと言っていましたか。そこは評価書の中の裏づけとして積算して、坪単価9万円か一ちょっと正確な数字を覚えていないのですが、もう一回、数字とその根拠をもう一度、御説明お願いできますか。

○平順寧医務課長 今回、処分予定価格が土地の場合、県議会で説明した今回の処分予定価格の坪当たり単価が約9万7000円という形で答弁しているものでございまして、これにつきましては鑑定評価書が出た後に鑑定士の方からいろいろとお話を伺いながら、どういう形であるということで一応説明を受けておりますが、それについては一鑑定評価については、通常、国土交通省が示す公示価格というものがございまして、例えば県立浦添看護学校の周辺の土地ですね。例えば坪当たり単価で26万円のところと、それから10万円のところ、そのあたりがあります。土地の単価がどのようにして決まっているかといいますと、例えば区画整理されていて、水道、下水道、もうまさにそこに道路が入っていて、住宅地としてすぐ建てられる状況であれば、大体、坪当たり26万円ぐらいと。それから更地であって、そういう区画整理がされていない一団の土地という形であれば、県立浦添看護学校の周辺にあるもので大体坪当たり10万円ぐらいと

というような形になっております。今回、鑑定評価の基礎単価と申しますか、県立浦添看護学校の土地というものは、要は区画整理されているわけではなくて、一団の土地になっているわけでありまして、公示価格をもとに算定したところ、基本的な価格というのが大体坪当たり14万円ぐらい、それからその土地に看護学校をやらないといけないという条件つきという形で、これまでの例から見て市場性減価と申しまして、市場性が少し低いという形の減価をしまして、先ほどの坪当たり約9万7000円という数字が出てきたということでございます。

○佐喜真淳委員 公示価格に合わせて、多分、仮契約もされていると思いますから、そのあたりの附帯というのかな、条件整備もされていると思いますから、今回特にこの単価の設定もそうなのですが、既に法人化してこれから譲渡をしようと思うのですが、ここは仮契約の中で特段の条件的なものがある、その条件がどのようなになっているのか。その御説明をお願いしたいのですが。

○平順寧医務課長 これは学校申請のために必要ですので、仮契約書というものを結んでおりますが、これの大体の概略を言いますと、指定用途ということで打たれております。移譲先ですね。移譲先は売買物件を看護師養成施設の用途でみずからやらないといけないという指定用途をつけております。それから指定用途に供すべき期間も、一応これまでの例からして10年間引き続き指定用途に供しなければならないと。それから買い戻しの特約ということがございまして、その間に例えば看護学校が運営できなくなったりとか、あるいはそういう指定用途と違うような形があったりとか、その看護師養成施設をできないとかという場合には県において買い戻しをするという買い戻し特約もつけて仮契約を結んでおります。当然この仮契約ですので、建物については議決の必要がありますので、この契約は県議会の議決を経なければ効力を生じないという形でやっているものでございます。

○佐喜真淳委員 今回のこの議案に関しては、生徒もいらっしゃいますし、しっかりと遂行していただきたいというのも議論の中であると思うのですが、ただ、生徒のことを思うと、やはり滞りなくしっかりと進めていただきたいというのは私の個人的な意見なのですが、ただ、単価の問題とかいろいろありますが、福祉保健部長にお聞きしたいのは、そこは運営させて、看護学校に関して約10年間はしっかりとやるという特約条項もございまして、それに関してここは福祉保健部長の決意というのか、今回のこの条例に対する思いというものをお聞かせ願いたいのですが、いかがですか。

○宮里達也福祉保健部長 今回のこの案件に関しては特別な思いがあります。県立浦添看護学校の今回の財産処分については、きのうの夜、手書きでまとめてきましたので、少し読み上げたいと思います。

「学校教育法に基づき、新たな看護学校の設置の原則要件となっており、きわめて重要な案件であると考えております。これは学校の単なる新設とは違い、引き継がれる在学生のための学校を設置し、継続した教育環境を確保するという重要なものであります。また在学生のことを考えますと、私は責任者として、現在、非常な覚悟で臨んでいるわけではありますが、在校生に不安を与えているのではないだろうかと申しわけなく、ただ、おわびしたい気持ちです。

昨年度の条例廃止においては、各議員からさまざまな御意見をいただきましたことは重く受けとめております。看護師養成等の課題には引き続き全力を尽くす所存であります。ぜひ、各委員におかれましては、在校生の関係にも御配慮をいただき、今回の財産処分については御理解をいただけますよう重ねてお願い申し上げたいと思います」。以上です。

○佐喜真淳委員 これから審査がされていくだろうし、深まっていくと思います。もしできるのであれば、先ほど坪単価—公示価格のお話もありましたが、その周辺の金額が出ている資料等があれば、御提供いただきたいと思います。

○平順寧医務課長 わかりました。資料提供したいと思います。

○佐喜真淳委員 質疑はこの程度で終わりたいと思いますが、いずれにしても大切な議案でございますから、福祉保健部長を含め執行部の皆さんがしっかりと委員の方々に説明をしていただいて、頑張っていたきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 この県立浦添看護学校の廃止、県立の廃止と民間移譲については、この間、議会の中でも非常に大きな論争になってきたという経過は福祉保健部長はもちろん—当時も統括監でしたね。私たちも記憶に生々しく残っております。ちょうどその議案に付された、継続審査もして、さらに採決にいたる中で、学生とか、同窓会とか、後援会の皆さん、必死の署名もやって—2万5000名余りだったと思います。そういった署名もありながら、これを見切り発

車的に採決に持っていったというような記憶があります。こういった中で県議会では2回の全会一致の決議もありました、県立として存続をすべきだと。この間、民間移譲に当たって、るる議論を通じて何が一つまり、廃止をすると何が課題で、何が県議会から課題として上がった、指摘されたことだったのか。それから、皆さんがそれに対してどうしていきますということを、この間表明をし約束をしてきたのか。改めてその辺をお尋ねいたします。

○宮里達也福祉保健部長 私も去年のことは十分記憶しているつもりであります。それで、いろいろな議論があつて、附帯決議もあつて、議案が可決されたと理解しております。何が問題点として指摘されたと考えるかという御質疑だと思いますが、基本的に看護師の安定的な確保への公的責任のありさまが継続的に行われることができるのかということが議論の中心テーマだったのだと思います。そういう点から考えて、5点の附帯決議がつきまして、今後とも看護師養成に関する公的な関与をきちんとやることというこの附帯決議のもとに議案が成立したと理解しております、その附帯決議には可能な限り誠実に対応してきたと我々は認識しております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から宮里福祉保健部長に対して附帯決議という表現が正確かどうか確認するよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

宮里達也福祉保健部長。

○宮里達也福祉保健部長 訂正いたします。付随意見です。

○仲村未央委員 今、附帯決議ではなくて、動議が出されて付随意見だったということで福祉保健部長から訂正がありました。5点ということでしたが、これは平成22年の12月定例会の最終本会議において、こちらにいらっしゃる翁長政俊議員が動議を提出したのです。ここに出された5点というのは、多くは確かに県議会一私たちも含めて指摘をしてきた、重なり事項もありましたので、それぞれ一点一点について、この間どのようにそのことを受けとめ、そして今日に至っているのか、その中で皆さんが約束を表明してきたことが、どのように今日かなえられているのか御説明いただけますか。

○平順寧医務課長 5点の付随意見がございます。1点目の付随意見が、修学資金を拡充し生活困窮者に優先的に貸与することということがございました。これに対して当初予算が約9800万円という修学資金でございまして、募集をかけましたところ、315名の応募があったと。これはことしの2月議会で急性期病院を条例に盛り込んだということも影響しているのだろうと考えております。9800万円の修学資金への応募の方々に対しては、241名の方に貸与という形で決定いたします。その貸与に当たっては、所得が低い方を優先的にやると。それと特に通信制の方々には働きながらやるという形で、所得ですぐに単純に比較しますと少し不利になりますので、基準を定めまして、本人の所得は加味しないという形で、そういう基準を設けながらやって、できるだけ生活困窮者をやると。それから相談もチラシをつくって、ことしの2月から各学校に配付して各学生に配付していただきたいという作業もやりました。そういう募集一申込者も多かったということもございまして、9月補正に約4300万円の追加予算をお願いしまして、現在、100名分の追加募集を行っているところでございます。結果として、ことしの修学資金の全体的な予算は約1億4000万円という形になっております。

それから2点目ですが、修学資金の免除規定に急性期病院を盛り込むということについては2月議会でやっております。

それから3点目の離職防止とか院内保育所の整備ということについては、現在まで再就職支援事業ということで潜在看護師の再就職支援事業とか、それから訪問看護師の育成事業とか、看護実践力向上支援事業とかいう一離職防止は復職支援、あるいは新人看護師研修事業、そういった対応する事業をやっておりますが、次年度においてもナースプール事業、いわゆる各病院で短期で、よく休まれる一看護師がなかなか休めないということで、短期で看護師を派遣する事業を取り組もうということで、今現在、予算化に向けて調整中でございます。それから院内保育所については、各医療機関から応募をとりまして、それにあわせて次年度から整備費用をこちらで負担していくという形で、予算化する方向で今、調整中でございます。

それから4点目の通信制の導入、それから離島地域への実習支援とかいうものが4点目でございます。通信制の導入については、この通信制の方々がよく出られる学校と関係する学校といろいろ調整をしまして、これまでもスクーリングの県内実施とかいうのをやってきましたが、通信制の設置が具体的にできないかということで、県内のある養成校と調整はやっております。その中で、通信制をやるにしても教員がなかなか確保しにくいと。現在でも教員が退職し

ますと、そのかわりの教員を確保するのに非常に困っているというようなことがあることと、それから全国の通信制の入学の状況も見据えて検討したいということがありますので、引き続き検討していきましょうという形で終わっております。当面は、修学資金で通信制の方々に対して負担軽減を図っていきたいと思っております。それから離島実習生への支援ということで、離島で隣地実習—例えば県立宮古病院とか県立八重山病院で隣地実習をしたいという学生がいましたら旅費を何とか予算化できないかということで、各学校とも調整をしたのですが、そういう方の実績がないということがありまして、それは引き続き、今後の状況も見ながら検討していきたいと考えております。

それから5点目の民間移譲後においても、看護師養成確保対策を図っていくということでございますが、民間移譲後においても、例えば移譲先に対しての運営費補助、学生も引き継がれるわけですので定期的に調整会議を行いながら、学生の教育環境について一緒になって検討するという調整会議を持つこととしております。それから、他の養成校もあわせて、また医療機関もあわせてこれまでの離職防止対策。それから来年度には新看護研修センターも行われて、シミュレーターの研修なども具体的に始まってくるだろうと思っておりますので、そういった形で潜在看護師の育成もいろいろと進んでいくのだろうと思っております。引き続き、県としての役割は強化していきたいと思っております。

5点の付随意見に対するこれまでの取り組みは、以上の状況でございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から今説明がされた付随意見への取り組み状況について取りまとめた資料があれば配付するよう依頼があり、執行部から当該資料の提供があり各委員へ配付された。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 とりあえずその付随意見の5点についての方向性を示していただいたのですが、1つ目の修学資金、これについては非常に文教厚生委員会を通じて、本会議を通じてかなり強く要望があった点でした。これについて、文教厚生委員会の中においては9000万円ということで答弁があって、その後に文教厚生委員会外のところでさらに補正予算で対応をしていく旨の表明があったやに新聞報道がされて、その後、補正予算で組んでこうなったということ、

これについては今おっしゃられる額がそのとおりになっているのだろうと思っております。

それから、2つ目の免除規定に急性期病院の追加をしたということも、そのとおりでしょう。

3つ目なのですが、いろいろな離職防止の対策なのですが、ここで具体的には県立病院を含む院内保育所の整備補助に着手するという事になっているのですが、この県立病院の院内保育所の整備補助というのは、どのように対応されたのですか。

○平順寧医務課長 我々は県立病院も含めて、民間病院すべてにどうでしょうかと募集をかけました。それに対して予算化を図っていきますよということをお願いしたのですが、県立病院からは今のところ応募はしないということでしたので、次年度の整備については民間医療機関を中心ということ、予算化を図ることで検討しているところでございます。

○仲村未央委員 その県立病院に院内保育所を置く場合に、これは何か予算化されるようなメニューというのは具体的にあるのですか。

○平順寧医務課長 通常は国の補助制度を活用するという形になります。県は国の補助制度では非常に金額は小さいものですから、なかなか着手ができない部分があるのだろうということで、その自己負担に係る部分について、地域医療再生基金を活用して充てていこうということで、各医療機関の負担を軽減させようということで募集をかけたわけでございます。

○仲村未央委員 県立病院から院内保育所の設置の要望がないというのは、その各病院の負担分になかなか重さがあるということですか。それとも、ほかに理由があるのでしょうか。

○平順寧医務課長 なかなか詳しいことは、病院事業局の内部の話なのでお答えできない部分もあるのですが、いろいろと一少しお話を伺ってみますと、やはり院内保育所をやるにしても、整備はできるにしても、要は人だと一子供を見る保育士ですかね、それを何名かそろえないといけない。例えば、一度試みたのが県立宮古病院—新しい病院ができますね。我々は、院内保育所をやれないかということで、そこにいろいろと—地域医療再生基金も活用してということがありましたが、結果としてはできなかったのですが、やはりそこも保育士

の一人の確保とかですね、定員なのか何なのか私は答える立場にないのですが、保育士も今1人、宮古病院におられるのですかね、1人いて空き部屋を活用して何とかやっているという話は聞いておりますが、取り組み自体がちょっと一ままだではないのかなという感じがしました。

○仲村未央委員 それはあちらで聞きましょう。

4点目の、特に私も非常にこだわりも持ってきた通信制の導入なのですが、これについては先ほどの説明では全くこれまでの答弁と何ひとつ変わっていないという印象を持っていますが、もともとこの皆さんの通信制に対する姿勢というのは必要性があるという認識をしているのか、もう一度、その基本的な通信制に対する、医療政策—皆さん医務課あるいは福祉保健部長の、これは必要だという認識でそもそも皆さんは考えているのか、できればあったにこしたことがない程度のことだと思っているのかですね、その見解をお示してください。

○平順寧医務課長 この通信制というのは2カ年ですので、毎年大体100名ぐらいの方々があわせておられると思います。その方々はどうしても旅費とかいろいろなものがかかりますので、これまで取り組んできたのは、昨年度も説明しましたが、スクーリングを県内でやってもらうという形で各養成校とも調整をして負担軽減を図ってきたということもございます。あと、先ほども説明したように、修学資金で何とかもっと負担軽減を図っていこうということで修学資金も拡充してきたと。我々として通信制の方々の支援はどうしても必要で、それを設置するとなるとどうしても養成校との調整が必要ですので、その意見交換は引き続きやっていきたいと。養成校の通信制をやるに当たって、先ほど言いましたように教員の確保が非常に厳しいということがございましたので、我々としてもまず教員の確保をしやすくなるための事業も計画しないといけないだろうということで、一応、看護教員の養成講習会を受けますと教員の免許が受けられるような仕組みの講習会を実施しようということで、今その検討をしているわけでございます。まず教員の確保をきちんとできる仕組みをつくって、そういうことでまた養成校ともいろいろと意見交換をしていきたいと思っております。

○仲村未央委員 私の質問に全然答えていないのですが、今、全日制の県立看護学校における進学課程、これは定員は何名ですか。

○平順寧医務課長 1学年40名でございます。

○仲村未央委員 これは民間に移譲したら、この全日制はどうなるのですか。

○平順寧医務課長 継続することになっております。

○仲村未央委員 定員も同じ40名で継続をされますか。

○平順寧医務課長 そうでございます。

○仲村未央委員 民間の一県立以外のところで、いわゆる准看護師から正看護師に進む進学課程、これを持っているところはありますか。

○平順寧医務課長 県内では、現在の県立浦添看護学校のみでございます。

○仲村未央委員 そうなると、先ほど来福祉保健部長は看護師の安定的な確保と、公的責任としてどのようにこれからも看護師が働き続けられるか、これも非常に今、先ほどの5点の要請の中でも、離職防止も含めて大事だと。正看護師と准看護師の今の状況を見ると、賃金格差もやはり大きいと。現場では非常に必要な人材であるにもかかわらず、この方々が一たん准看護師になられて働きながら、では正看護師の道を志そうといったときに、今言う県立浦添看護学校の40名の定員のみで、そこに入って行って、全日制でそれをクリアして行って、仕事も一たん休みながら、果たしてどれだけの人がここにたどり着けるだろうかということはこの間、文教厚生委員会で議論をしてきたわけです。仕事をしながらでも、それで頑張って正看護師資格を取って、所得も上げて働いていこうという、こういった方々の望みをかなえるのが通信制ではないかということを書いてきたわけです。先ほどの質問に戻りますが、その通信制の設置について県としては民間が、今養成所との調整が必要だということですが、民間がやればやったでそれはよかったですね、それはありがたいという姿勢なのか、県としてぜひこれは通信制を必要だと認識をしてやっていこうという構えがあるのか、そこを先ほど聞いたのです。いかがですか、福祉保健部長。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里福祉保健部長から仲村委員に対して質疑内容の確認がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

宮里達也福祉保健部長。

○宮里達也福祉保健部長 我々としては、仲村委員の御指摘の課題があることは認識しておりまして、基本的にはそういう方々の勉強できるための支援をすることが責任だと考えていろいろな一先ほど医務課長が説明した改善を、今、取り組んでいるところです。

○仲村未央委員 福祉保健部長、今の福祉保健部長の発言は、今までの答弁からすると非常に後退しているのですよ。これまで何と言ったかということ、県は前福祉保健部長のときは、通信制は必要だと思うけれども限られた資源を考えるとコストがかかると、そうやってきたのですよ。だからなかなか実現に至っていないと。ただ、その通信制が必要だというのは島嶼県でもあり、今やっている九州のスクーリングにしても那覇市でのみなのですよ。そうなると、那覇市に来られるという沖縄本島内の人たちは、まだスクーリングについてはそんなに負担もないかもしれないが、離島から来る人たちのことも含めると沖縄県としては当然より必要ではないかということも言ってきたわけですよ。これに対して必要だという認識を示して、その上で民間と鋭意これを調整していきまうとやってきたのが今までのこと。今の福祉保健部長のお話だと、通信制ははなから持たない、そのコストの支援だけを側面的にやっていくのが県の仕事、こういうことですか。

○宮里達也福祉保健部長 設置については、我々としても必要だという認識は前福祉保健部長から引き継いでおりまして、それが今すぐ直ちにかなわないという状況の中で、可能な限り支援策を強化していきましょうという答弁をしたつもりです。

○仲村未央委員 これは県がやってもコストがかかると。つまり公的機関が一医療行政を預かっている県が、その採算を一コストがかかるからといって手が出せないものを、民間がなおこれをできますかということをやってきたのです、そもそも。つまりコストがかかるといって皆さんが手が出せないものを、より民間はもうからないものにわざわざ通信制に踏み込んで自動的に行くわけがないでしょうと。皆さんがやらないのにこれを民間に、では自分たち県立ではやりませんが、どうぞやってくださいというお願いがとおるのですか。このこ

とについて、今言う福祉保健部長の支援というのは何か一民間養成所にそれを設置するための補助を出すという意味で言っているのか、あくまで通信制に通う方の金額面の支援を言っているのか、それをもって県がやるべき仕事というのは何なのかということをもう一度整理して答弁をお願いいたします。

○平順寧医務課長 コストがかかると一要は県の役割もあって、県立浦添看護学校の民間移譲の話も出てきたという経緯を含めての中で、いろいろと考えてそういうお話をされたのだと考えておりますが、県としては、通信制—どうしても離島県ですので、そういった形があるほうが非常に望ましいと考えております。それで養成校ともその設置に向けて何らかの課題があるのかということで、先ほど教員の確保の問題、それから情報提供しているのが、通常の養成所の運営よりも通信制の場合が、例えば国庫補助にしろ—国庫補助に県の補助金もつけるのですが、そのほうが額としては高いのです。そういったことも運営に当たってはいろいろと支援策もありますよという形で養成校とも、意見交換の中では示して、調整はしているところでございます。我々が今できることは何なのかという形の中で、教員の確保も一ふやしていこうという事業も、まず取り組んでいこうと。その中から出てきたことでございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から執行部に対して質疑内容に沿う答弁を行うよう指導がなされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

平順寧医務課長。

○平順寧医務課長 設置に向けての養成機関との調整もやりながら、それから学生個人への支援、それもどうしても—スクーリングは那覇市内でやるとしても、そういう旅費がかかったりという方々もおられるし、授業料とかそこら辺のこともありますので、そういったものをできるだけ軽減していきたいと。2点をですね、我々としては考えながら進めていると御理解いただければと思っております。

○仲村未央委員 両側面からの支援ということですが、では後者の個人への支援ですが、これは例えば現地スクーリングといっても40日間の那覇市のみの講

座ですね。それから、ほかにも本土の学校へ直接出向かなければならないというのが5日間ほどあるということですね。そのほかにも、結局、学校に行く一本土に行くということになれば、あるいは離島から沖縄本島に来るということになれば、旅費、宿泊費等は別途かかるわけですね。それから授業料自体も全日制と変わらない、年間100万円、2年で200万円、これを超えてくるということが一コストですね、今やっていることの。個人の負担ですよ。これについて、まず今言っている全日制と変わらないぐらいの負担をかけて、そこに働きながらも、そして通信制にたどり着くということの困難を乗り越えてもなお、それらをクリアしてかかわって、しかもお金の工面ができてという、ここにたどり着いた方々へのいわゆる個人の負担の支援となるわけですよ、今の後者のほうはね。そこに来るまでも私は非常に大変なものだと思うのですが、その負担に対して皆さんは幾らの支援を、まずしているのですか。

○平順寧医務課長 先ほど仲村委員からあった授業料の件ですが、去年、どういう形で私が答弁したのかわかりませんが、2年間で授業料が100万円なので、1年間で50万円という形になっておりますので、修学資金で……。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から昨年の答弁と違うと指摘があり、赤嶺委員長から確認し再開後に再答弁するよう指導がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

平順寧医務課長。

○平順寧医務課長 授業料とか、それから生活費という形で今、修学資金の中で支援しようということで、今回、4月当初に応募があった方が22名おられまして、その中で、本人の所得を入れると不利になりますので、本人の所得を除いて周りの支援する方々の所得という形で見ていきますと、高い方もおられましたので、そのうち21名の方に今、修学資金の授業料あるいは生活費という形で支援したというところでございます。

○仲村未央委員 本当に限られた、そこまでたどり着くこのような方々がどれだけいるのかということも含めて、これは非常にハードルが高いだろうと思います。それを置いてもう一つは、先ほど前段で言っていた学校と民間養成校と

調整をして教員の確保をしていますということなのですが、この意味はどういうことですか。教員を探してくるのを手伝っていますということですか。

○平順寧医務課長 通信制をやる場合には、新たに教員が7名ほどまず必要ということになります。いろいろとお聞きしますと、現在の学校を運営するためにも教員を探すのに四苦八苦していると。非常に厳しい状況があって、教員が退職するとそのかわりの教員を探すのに今、厳しいということで、県内の教員の数が非常に厳しいのではないかという指摘がございまして、この看護教員の資格を持つ方々をふやそうという事業を計画しようということで今、取り組んでいるところでございます。

○仲村未央委員 その教員の確保に当たって、例えば人件費を一通信制の教員を確保してやる養成校には何か助成しますとか、支援しますというような、養成校に対する直接的な支援もあるのですか。

○平順寧医務課長 現在、そこまではまだ検討していないのですが、まずは教員の数をふやすということを計画しようとしてこれもやるためにも時間数とか非常に長期間かかりまして、講師の確保とかいろいろなこともございます。

済みません、専門監から説明させます。

○島袋富美子医務課看護専門監 養成所への補助はどうなっているかということですが、専任教員が研修に出るための費用については、運営費の中に補助として入っております。

○仲村未央委員 それで今、教師の確保すらままならないということであれば、皆さんが先ほどの翁長委員の動議に対して、通信制の導入促進、離島地域への実習支援、こういったことに県が果たす役割として何を約束したのかという、もう全然そこにたどり着くような状況ではないというのがむしろ、また改めて明らかになっていると思うのです。冒頭にも言いましたが、やはり沖縄の医療の人材の確保とか、育成とか、離職防止、こういったところを皆さんは公的な医療行政として果たしていくことが、私は非常に大事だと思っているのです。それを県立の看護学校を通じてやるべきではなかったかということ、あのときも言ったし今もそう思うわけです、直接的にです。これだけコストがかかるし、人が要るし、そしていざ准看護師から正看護師に上がっていくという、そしてそこで所得を向上させるということによって、やはりいろいろなその人

材がもっと働くことに希望が持てるというような、こういうことを支えていくことが、ひいては医療の継続的な支援になると私は思うのです。だからこそ、むしろ那覇市に出てこなくても済むような、離島においてそこに逆に皆さんが現地スクーリングとって、県が離島でスクーリングをやってあげるぐらいの、こういう取り組みをやるということが県立の果たす—あるいは県として公的医療行政として果たす役割ではないかと聞きたいわけです。これについて先ほど来、いや民間と調整して民間がやらなければしょうがないですよというようにしか聞こえないものだから、そこはもう一度、どうですか福祉保健部長。

○宮里達也福祉保健部長 近年の医療の進歩によって医療の必要な人材が拡大してきておまして、以前は県立のコザ看護学校と那覇看護学校があればそれなりの養成ができた時代があったのです。ところが、それだけではもう足りなくなってきた状況があって、どんどん民間もふえてきて、それと県の役割として大学を設置して、より専門性の高い看護師を養成しようと。そのような中で、そういう時代の流れの中で、県立の養成校としての看護学校は民間でお願いしたいということで去年の条例改正の事由になったわけです。引き続き、仲村委員の御指摘のありますような、いろいろなそういう養成に際して必要な個々の手厚い学ぶための支援は、それは公的な立場の責任は今後も拡大こそすれ縮小することは考えにくいところがありますので、御理解いただきたいと思います。

○仲村未央委員 准看護師から正看護師に行く進学課程が県立浦添看護学校にしかないということは先ほど聞きましたが、では准看護師を養成している学校というのは今どこがあって、年間何人の准看護師が誕生してくるのですか。

○平順寧医務課長 県内には那覇看護専門学校、1学年の定員が80名ということになっております。

○仲村未央委員 毎年80名の准看護師が誕生すると、福祉保健部長、先ほど私はそれを准看護師から正看護師に行くチャンスというものを、まずは准看護師で早く高等学校を卒業して、あるいは本当に早く仕事をしなければいけないいろいろな経済的事情があると思いますよ、その時代のその年のころにはね。まずは准看護師でトライして働きながらお金をためて、いざたまったら今度は正看護師の道をもって自分の所得も向上させたいという、こういう人生のパターンというのは、准看護師をやっている人たちの最初のスタートには幾つもあるのです。そういう声は直接聞けるのですよ。そして働いてキャリアをどんどん

つくっていった、この方々もやはり現場に出たらすごい戦力になっているので、看護婦長にも看護師長にもなれるぐらいの人材というのは准看護師であってもいるわけですよ。でも、やはりそのキャリアだけではなくて、そういう資格がないとなかなかそういう現場で実際に、では看護師長として認めていられるのかということそうにもならないという、そういうことが現場で起こったときにこの人がまた次の目標を持って、よし、仕事をやりながらでも頑張ろうという、これを支えていくということが、全日制の40名しかないということだけで、みんなここに入れなかったらもう仕方がないさということの姿勢だけでは足りない私は思っているから、しかもそういったことをやるというのはコストがかかるからこそ県でやってほしいということを行っているわけですよ。これについて、いろいろな人材はさらに高度化して云々と、それが県の果たす役割だと言われたら、80名育ていくこの准看護師の皆さんは、あとはもう生涯准看護師でもいいではないかみたいな、そういう突き放した感じにも聞かれるものだから、そこはもう一度いかがなんでしょうか、福祉保健部長。本当にもう県としてはそれで十分なのですか。そして、むしろ県議会からこれは動議になろうかなるまいが私も要望してきた。そして動議の中にも出てきた。このことに対する対応は、今のが皆さんの精一杯なのですか。

○宮里達也福祉保健部長 仲村委員御指摘の課題は、我々も共通して持っているつもりであります。今、現状で到達できる可能性を関係者と調整しながら、精一杯のことをやっけていこうという答弁をしているところであります。

○仲村未央委員 私にとっては何の具体性もない、進展のないこの間の皆さんの表明だったというように、むしろ、きょうの答弁は民間移譲のときよりも後退したという印象を強めました。その感想を申し上げて終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 私はこの民間移譲に関してさまざまな議論をしてきたところですが、まず、皆さんは県内における看護師の受給バランスを考えながら、それを見通しを立てていくという大きな役割を担っていると同時に、もう一つは県立病院の看護師不足を横目にずっと見ながら、それに対する効果的な対策を十分にしていなかったのではないかと、そのように思っています。といいますのは、長年続いている県立6病院の看護師不足、このことについての責任をど

う考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

○平順寧医務課長 基本的に県立病院の看護師確保というものについて、我々も2月議会で修学資金の免除規定に急性期病院を入れたりというような、いろいろな形で何らかの支援をしようということでやってきました。基本的には県立病院の看護師の確保というものは、あるいは定数、定員の中で経営を見ながら県立病院で決めていっているのだろうとっております。我々としては、この修学資金の状況も一卒業生の状況も見ますと、やはり急性期病院に行きたいという方々が多い。それからいろいろと聞きますと、県立病院で働きたいという方も多いだろうと。募集に対して応募が多いということもちょっと聞いておりますので、やはり採用の仕方とか、そういうようなものも影響しているのではないかとっております。

○比嘉京子委員 今の答弁ではちょっと要領を得ないのですが、「応募してくる人が多いのだが、やめる人も多いのだ」と言いたいような答弁だと思うのです。つまり、看護師不足のために病床閉鎖を一66床以上に今、至っていると思うのですがね、南部医療センター・こども医療センターがもっとふえていると思いますから。そこに80名もの看護師がずっと不足で、8億円もの収入減になっているということも議論の中で明らかになっているにもかかわらず、県内の需給バランスを見ると同時に、私はこの間、県立浦添看護学校を譲渡すべきではないという論の一つの柱に、県立6病院の看護師をしっかりと県立の看護学校で、インセンティブを与えて養成する必要があるのではないかとこの論を張ってきました。そうすると、皆さんはそういうことは卒業生の個人の選択であって、県とかがやることではないという論も前福祉保健部長、前々福祉保健部長までずっとされてきました。個人の選択肢であるという論を張られてきました。しかしながら、この横目に見る県立病院の看護師不足を皆さんがどのように解決しようとしているのか、まず、ここで明確にその道筋といいますか、責任感がないからなのか、責任感はあるができないのか、それとも送り込んでいくがやめていく状況が多いのか、どちらですか。

○宮里達也福祉保健部長 この間、伊江病院事業局長とも私はこの問題で意見交換をする機会があるのですが、御指摘の県立病院の看護師不足というのは、県立病院に応募する人が少ないというわけではないのです。要するに、もっとはっきり言いますと、ワークシェアをして定員をふやす一経営の状況と定員をふやす一定員をふやすということはワークシェアの議論になりますので、その

ワークシェアの議論との調整がなかなかつかなかくて、定数確保がままならない状況になっていると。それが本質であって、看護師の有資格者が少なくて県立病院の看護師が足りないという状況ではないというように理解しております。

○比嘉京子委員 では、どうして募集をかけても看護師が集まらないという—当初集まっても、その中間ですと足りない状況が放置されているわけですよ。ですから、職場環境的にある意味で充実していないと抜けていく人たちも、100人近く抜けるわけなのです。だから、悪循環に陥っているわけなのです。私は一つには、まず皆さん自身が県立病院に対する看護師の充足を、責任を持つという意識が、これまで非常に弱かったのではないかと感じているのですが、いかがですか。

○平順寧医務課長 確保というもの—福祉保健部としては、県内全体の看護師確保・養成という形で絡んでおりますので、その中で県立病院も一医療機関、そこについては病院事業局できちんと採用していただくということが重要だろうと思っております。例えば7対1看護体制についても、民間病院でもどんどんふえているのです。以前は—去年までは18カ所だったのですが、現在は22カ所になっているのです。4カ所ふえているのです。その間、ふえたのは県立中部病院であって、その他は民間病院です。ですから、それから民間病院でもやはり採用の仕方とかという形でいろいろ工夫しているみたいですよ。お聞きしますと、例えば年間の退職の見込み数を見ながら、4月にその分多く採用したりとか、いろいろなやり方をやっているようなのです。いろいろなやり方を病院事業局でも検討していただく必要があるのではないかと思っております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、翁長委員から赤嶺委員長に対して議案に直接関係する質疑をさせるよう要望があり、比嘉委員から善処する旨回答がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 では、今のことから言うと、責任云々というところでもあいまいになってしまうのですが、そもそも県立浦添看護学校を民間移譲する目的というのは何だったのですか。

○平順寧医務課長 これは沖縄県行政改革大綱の中でもうたわれておりまして、まず民間ができるものは民間でお願いしながら、県でやるものは県でやっていくと。その中でやはり看護師については、離職防止対策とか潜在看護師の育成とかいろいろな事業が、県として全体的に支えていく役割がございまして、そういった役割を強化していこうと。民でできるものは民でお願いしつつ、県でやる役割はきちんと強化していこうということがそのねらいで、この県立浦添看護学校のことについてはやってきたということでございます。

○比嘉京子委員 皆さんから今意見があるように、何で県立病院の問題なのかということは、この件と不離一体なのですよ。なぜかという、民でできることは民でといったら県立芸術大学は民でできないことはないのですよ。県立看護大学も民でできないことはないのですよ。それを、そういうことのくくりでやるわけではないのですよ。そういうことではないはずなのですよ。全部一国公立もあれば私立もあって成り立っているわけなのですよ、人材養成というのは。だから必ずしも民でできる養成は民でという、医師会等は早くから民でやっていますよ。御自分たちの医療を充実するために、担保するために奨学資金も出してやっていますよ。それで中部地区は中部地区で足りないから、民で一皆さんでやっているわけですよ。一病院だって、沖縄看護専門学校のように自分たちの看護師確保をきちんと担保したい、そういうためにそういう学校を民でやっていますよ。だからこそ私は県立病院の看護師確保を皆さんはどう感じてきたのかという責任論を問うているのは、県立病院がみすみす病床閉鎖をしながら、今、病床が100%以上になっただけでも断らないといけないという、県民の医療の根幹にかかわるから聞いているのですよ。だからこそ、なぜ県立浦添看護学校を最後まで県立で維持をして、県立病院のこの看護師不足を放置し続けているのかという問題を冒頭に聞いているわけなのですよ。だからこそ、民でできるからという安易なやり方でやってきたことに問題があるということを指摘しておきます。

もう一つ、ことしから皆さんは、なぜ県立病院に誘導するような策がないかということの前々の福祉保健部長のときから私は言い続けました。そうすると、皆さんが県独自の奨学資金、修学資金でありながら、県立病院へのインセンティブを何にも与えてこなかったではないですか。それに対して今ごろできるというのは、なぜかつてはできなくて、ことしはできるようになったのですか。200床以下の病院に対して云々を言い続けてきて、その指摘を受けて、去年は県立北部病院、県立宮古病院、県立八重山病院を解除し、ことしは急性期とい

う言葉を1行入れれば県立病院に誘導できたのではないですか。なぜそれが今までできなかった理由は何ですか。

○宮里達也福祉保健部長 これは医師会の責任ある立場の人に私は事情をお聞きしました。基本的に、県立病院に希望する卒業生が多いのですよ、県立病院で勤めたいと願う人が。ですから一ただ医療というのは民間病院も県立病院も大学病院もネットワークといいますか一共通の、それぞれの役目を担いながら完結するものでありまして、県立病院さえ充足すればすべての地域社会の医療がオーケーになるということではありませんので、その辺のバランスの中で考えるということなので、御理解いただきたいと思います。

○比嘉京子委員 民間病院でも民間でできることを、それから県立病院に回さざるを得ない患者を一だから中部地区の病院等は県立病院がしっかり持ってくれないと困ると言っています、社団法人中部地区医師会も。だからこそ県立病院の存続のためにいろいろな大会も開いたわけなのですよ。だからこれはどこを立てるというわけではなくて、共存させる仕組みをつくるのが皆さんの仕事なのではないですか。どこを加担するという発言は今適當ではないと私は思います。

○宮里達也福祉保健部長 私も全くそういうことを話しているので、要するに基本的なそれぞれの役割、責任を負いながら果たすべき役割、それと切磋琢磨の要素、それを持ちながら機能を向上させて、沖縄県は地域で完結して医療を守っていこうというのが、これまでにずっととってきた福祉保健部の基本的な理念であります。

○比嘉京子委員 先ほどの質問の答えが出ていないのですが、なぜできることをこれまでやらないで、去年、ことしになったらできるのですかと。それについてお答えください。

○平順寧医務課長 やはり医療の高度化といいますか、7対1看護体制とかいろいろなことも出てきたと。7対1看護体制となりますと、どうしても人員の確保一かなり多くの人が必要で、それは急性期病院であるということが基本ですので、やはりそういったことをですね、勤務環境の改善にもつながるわけですので、それをやっていくということも一つの大きな要因として、今回の2月定例会の条例改正に盛り込んだわけでございます。

○比嘉京子委員 7対1看護体制はいつ始まったのですか。ことしですか。

○平順寧医務課長 診療報酬では平成18年だったとっております。

○比嘉京子委員 ですから、5年前から民間病院では7対1看護体制を迅速に対応しているわけですね。そういうことをしながら、県立病院の看護師不足をずっと—私は県立病院だけに必ずするものではないのですよ。充実させていかないと、民間病院にだって送り込まなくてはいけない患者がいるという、共存共栄の中で、このようにしてどんどん病床閉鎖を推し進めていく現状に歯どめをかける責任感が見られないから質問しているのですよ。そういう意味でいうと、できることをしてこなかったというのが私の結論ですが、それに対して皆さんの答弁は先ほどのものでいいのですか。

○宮里達也福祉保健部長 ただいまの質疑の大部分は病院事業局の経営責任の話のような気がしまして、私から答えるのは不適切ではないかと思えます。ただ言えることは、どうしてかと言われた時期から県立浦添看護学校はあったのです。あったにもかかわらず、そういう状況であったということもまた事実としてはあるわけで、ですから県立であるとか民間であるとかとは直接関係はないのではないかと考えます。

○比嘉京子委員 福祉保健部長、ずっとこの間の県立浦添看護学校の問題については、ずっと質問が続いてきているので御存じだと思っております。それで、7対1看護体制というのは平成18年だと今、言いました。今もう5対1看護体制の話が出るぐらいの時代になっています。それに対して5年間を費やしていながらも、全県立病院が7対1看護体制にできない。そうしますと、先ほど言ったように—入口論で済みません。では、皆さんに幾ら聞いてもインセンティブをやる気がなかったから、そのような修学資金の条件整備もやらなかったというように私は理解しているのですが、いいですか。

○平順寧医務課長 県立病院の看護師確保というのは病院事業局の中できちんと整理を—そこで整理をしないといけない部分があるかと思えます。先ほども言いましたように、採用の仕方とかいろいろと経営に関係するものもございまして、なかなか我々がまとめる形にはなりません。何があってそうなっているのかということをごきちんと、例えば募集に当たっても、どういう採用の

仕方で募集をやったのか、いろいろなことも全体的に考えないとなかなか言えない部分があって、我々としては全体的な看護師をふやしていくということに対して支援はしますが、その中からきちんと採用してもらわないと、我々としても何とも言いようがないという部分があります。

○比嘉京子委員 私が言いたいことは、一方でそれだけ足りないことを横目にしていながら、皆さんは看護師養成という管轄にありながら、そのような県立の看護学校であるということを守りながらも、県の独自の修学資金ですよ、例えば民間でしたら、民間の医師会等のさまざまな個人の病院も支援をして、修学をさせているわけですよ。担保をしながら。授業料も担保しながら支援をしているわけですよ。そういうことが一医者だったら自治医科大学のようということも含めて、県のことをずっとやってきたわけなのですよ。そういうことをやってこなかった姿勢には、皆さんが県立病院の看護師不足に対して、そういう誘導策等がとれることをとられないできたのでしょうと。なぜ去年、ことしができていないのに、5年前からなぜできなかったのかということ指摘してきたわけですよ。そこにも問題があることは、もう議論をすると皆さんは怒りますので、それぐらいにしますが。

次ですね、今、在學生で奨学資金をもらっている学生が非常に多いわけなのですが、今、私が確認したいことは、今の在學生が卒業するまでは県立並みの授業料でそのままいくのですよね。

○平順寧医務課長 そのとおりでございます。

○比嘉京子委員 もう一点は、先ほどの仲村委員が言っていた、そういう准看護師から正看護師へのコース、このこともそのままいくのですよね。

○平順寧医務課長 そのとおりでございます。

○比嘉京子委員 その中で、准看護師から正看護師へのコースについての存続は、担保されているのですか。

○平順寧医務課長 それが担保されていくという形で契約をして、やっているわけでございます。

○比嘉京子委員 ということは、民間が先ほどから議論になっているように、

それを存続できない、採算が合わないといったときには、外されてもいたし方ない環境に置かれていると理解するのですか。

○平順寧医務課長 先ほど、佐喜真委員の質疑のときに少し説明したのがありますが、例えば移譲先が何らかの理由で看護師養成校を運営できないという状況が発生した場合、買い戻し特約という形をつけてやっておりますので、そういう事態になった場合においてはそういうことの、例えばの話—買い戻しの特約の話をしています。買い戻し特約というのは、指定用途を決めているのです。そこでは看護師の養成校を必ずやりなさいという、それをもとに土地を売却あるいは建物の売却をするという。それができなくなったと—これは10年間という形でやっているのですが、その間にできないという場合には買い戻し特約という、県がそれをまた売ったお金で—同じ金額で買うという形の買い戻し特約を入れています。

○比嘉京子委員 その中には准看護師から正看護師のコースの特約もきちんと明記されているのですか。私にはちょっと見つからないのですが。

○平順寧医務課長 これまでの相手先との基本協定も、現在やっている県立浦添看護学校のもをそのまま引き継ぐという形でやっておりますので、そのままのものを満たしていくということが条件になるかと思っております。

○比嘉京子委員 では、繰り返しますが、准看護師から正看護師へのコースの担保と、その募集人員というのは担保され続けて、最低でも10年間はいくのだということでもいいですか。

○平順寧医務課長 そのとおりでございます。

○比嘉京子委員 今、学生たちの授業料の話を確認できたのですが、県の修学資金援助額がふえましたよね。月額は何ですか。今、皆さんの5つの約束について話を移しているのですが。

○平順寧医務課長 まず第一種修学資金、生活費相当ですね。月額が、公立の養成校であれば3万2000円、それから民間立であれば3万6000円と、それから准看護師の課程であれば公立で1万5000円、民間立で2万1000円、それから大学院修士課程であれば8万3000円という形になっております。それから第二種

は授業料相当ですね—第二種修学資金というのがありまして、これは年額になります。70万円を上限にして、例えば国立大学法人琉球大学の保健学科であれば54万円が対応すると、上限が70万円という形でやっております。

○比嘉京子委員 これは第二種も第一種も併設して借り入れすることができるのですか。

○平順寧医務課長 それは可能でございます。

○比嘉京子委員 わかりました。では、本論に入りたいと思いますが、前に私は皆さんに県議会において、本会議でぜひ資料を出してくださいと、もう計算ができませんと言いましたらお返事が来まして、つまり、なぜあの金額—8022万円ですか。今、乙第15号議案ですが、建物の譲渡価格ですね。なぜこの金額に計算上いったのかということをお聞きしたいと思います。

私は、その資料を皆さんに提案してお願いしたところですが、どういう計算上でこういう数字がはじき出されたのかということについて資料提出をお願いしたところですが、ちょっと計算過程がわかりません。

○平順寧医務課長 我々も、そもそもそういう鑑定評価の専門家ではないものですから、これは依頼して積算していただいて、その平均値を処分予定価格としているわけございまして、その中身についていろいろとお聞きしたところ、やはり建物については最初、再調達価格といいますか、そういったものを求めてから始まるというような話でございました。それについては、請負業者とか建築業者とか、それからそれぞれの鑑定業者が持っているこれまでの資料、これを全体的に見ながら、それぞれにこの鑑定士が独自の判断をもってその額を決めているということでしたので、そういう膨大な資料の中から出してきた数字であって、それを数式でという形ではありませんという話でございまして、判断という形で御理解いただきたいということでの鑑定士からのお話でございました。

○比嘉京子委員 ある日突然のように、そのもとになる数字に膨大なる資料が必要だというお話ですが、では通常、そういう建物を売買するときには、この再調達価格というのは、どういう意味のものですか。まず、そもそものところ、数字がわからないのです。

○平順寧医務課長 通常、再調達価格と言われているものは、例えば県立浦添看護学校の建物を今まさにつくったと、新築したという場合に、大体幾らぐらいかかるかという金額であるということでございます。

○比嘉京子委員 その再調達価格が今まさにつくったら、これは1業者では幾らになっているのですか。

○平順寧医務課長 1業者で約9億8000万円、それから体育館が大体1億1000万円ぐらいということになっているようです。

○比嘉京子委員 皆さんがこの県立浦添看護学校の全施設をつくったときの合計は幾らですか。年次は違うけれども合計、総額は幾らですか。

○平順寧医務課長 体育館、それからもとの医療福祉センター、それから校舎等を含めまして、そのときの総事業費を全部足しますと、約13億8000万円でございます。

○比嘉京子委員 大体13億8000万円という総工費をかけてつくられたわけですよ。私はこの再調達価格—今つくったら幾らぐらいになるのだろうかというのは—では過去と比べて現在の金額にすると下がるのか、上がるのかというような不動産の一般的な考え方、それをお聞きしたら、むしろ耐震強度問題以降は再調達価格というのは上がる傾向にあって、過去につくった金額より下がるという考え方にはおおむねならないと。ですから、そこで4億円近いお金のギャップがもうそもそも計算のスタートラインでついていると。そのことについても根拠が知りたいということを県議会で皆さんに質問したわけですよ。その結果、数日たってきた回答が、わからないと、出せないと。そのような内容になってきているのですが、そのギャップについてはどう説明されますか。

○平順寧医務課長 鑑定士からの話は先ほどの話、膨大な資料からと。今回の県立浦添看護学校は建てた時期も全然、別ですし、それぞれで一体として一回でつくるのと、それぞれでつくっていくものですね。例えば、県の公有財産台帳が、これも似ていて、これも再調達価格みたいに今建てたら幾らぐらいかかるかというような形での考え方になっているようですが、この公有財産台帳の建物を見ますと、大体約9億円ぐらいなのです。先ほどの再調達価格に近い価格にはなっております。ですから専門的な部分がありますので、我々としては、

それ以上はお答えできないのですが、そういう形でございました。

○比嘉京子委員 土地に関しては、かつてより下がる傾向があるというのが一般的な考え方で、建物に関しては何名かにお聞きすると過去のものより下がるという、再調達価格にはならないのではないかということからすると、スタートラインでまず大きな差があるということ、議論しても平行線なので、一応指摘をしておきます。

それから、私はもう一つ本会議で皆さんにお願いしたことは、この残存率というね一つまり、建てた年代がみんな違うのに、みんな違う建物なのに1業者は残存率が5%、1業者は10%と出しているわけですよ。残存率というのはどういう意味を持つのですか。

○平順寧医務課長 専門家ではないものですから、なかなか言葉についてはいろいろとわかりづらい部分があるのですが、多分一聞いたところによりますと、実務上、通常5%から10%というものを採用するらしいのです—という話でした。それは5%にするのか10%にするのか、その鑑定士の判断によるという話でした。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から質疑内容を事前に通知してあるので、質疑に沿う答弁を行うよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

平順寧医務課長。

○平順寧医務課長 再度言いますが、鑑定士の方々に残存率についてお聞きしたところ、建物減価修正における残存率については実務上、通常は5%から10%を採用しますが、本件では経済価値に着目し、この鑑定士は5%を採用しましたと。また、他の数値—いろいろありますが、一般的に採用されている範囲内の数値を判断し、採用しておりますというような回答がございました。

○比嘉京子委員 私が今ずっとやっている質疑は、県民財産について妥当な譲渡金額かどうかを私が決めるのではなく、みんなに決めていただくための質疑をしているので、どうぞ誠意を持って答えてほしいと思います。

さて、残存率については一般論でということによろしいでしょうか。一般的にはそう見るということによろしいですか。

○平順寧医務課長 そうです。

○比嘉京子委員 では、土地についてはどうなのですか。

○平順寧医務課長 土地・建物についてもそうなのですが、まず鑑定評価とは何ぞやということをも最初に説明したのですが、非常に信頼性が高いものであるということで、県としては鑑定士もいろいろな責任を負ってその評価をしているわけでごさいます、それで出されてきた法の趣旨に沿って出されてきた積算価格をもって県の鑑定評価一処分予定価格としているわけでごさいますので、我々はまず鑑定評価書を信頼しているという認識のもとに御理解いただければと思っております。土地について、鑑定評価書が出ていろいろとお話も伺いました。これも先ほどちょっと説明したのですが、まず鑑定士の方々については、大体、公示価格をまず基本にして見ますという話でした。それによりますと、例えば県立浦添看護学校の周辺の土地の価格ですね、公示価格。それが、例えば住宅地域であれば坪26万円ぐらい。それから更地であれば約10万円ぐらいという差があるわけです。その土地の価格を設定するときどういう形でやるかといいますと、その土地に条件整備がされているかどうか、まさに住宅ができるような形になって一例えば水道、下水道がそろっている。あるいは車が入る道路がきちんと整備されているかという形になりますと、その坪26万円という数字になってくると。そして更地とかいう形になってくるとだんだん落ちていくという形で、先ほどの約10万円というのが今の県立浦添看護学校の後ろにある更地が3万平方メートルぐらいあって、そこが大体約10万円ぐらいという形でごさいます、県立浦添看護学校の土地については、先ほども説明しましたが区画整理されているわけではなくて、まさに看護学校を用途用途としてやる形ですので、その更地としては、ある業者は坪14万円で計算しつつ、それから指定用途があるので減価率3割という形で坪9万7000円という一約10万円になりますか、平均値が9万7000円でしたので、そういう近くの数字になるということでした。

○比嘉京子委員 数字のことなので、今、資料を用意しましたので、委員長、配ってもいいでしょうか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から比嘉委員の用意した資料を各委員と説明員等へ配付するよう指示がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 これはあくまでもこうでなければいけないという数字ではありません。あくまでも一つ一つを、いわゆる減価償却を差し引いて、通常一今、アバウトで10%、5%の話をされるので、一つ一つの建物が2ページにあるように、県からいただいた根拠にして、耐用年数を県議会で47年ということも聞いておりますので、そこから残存率を求めて一3枚目にやってあるのは県が出した県立浦添看護学校の2つの業者からの平均値といたしますか、判定基準をいただいた資料にありましたが、比較のために載せてあります。これを見ますと、これは厳密な数字ではないですが、千のけたもカットしてありますし、あくまでも一試算の方法として通常に売買物件をするときの一つの根拠、そしてそれに下げていくのか、上げていくのかは……

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から比嘉委員に対して配付資料の作成責任者や積算方法等を事前に明らかにするよう要望があり、比嘉委員から作成に当たり指導を受けた不動産業者名等の説明がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 我々は、県議会に付託されているということは、我々県民の財産を譲渡するときに、私がこれを安いか高いかという議論をする前に……。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、翁長委員から不動産鑑定士による正式な鑑定書以外の資料に基づく審査には問題があり応じられないとの指摘があり、赤嶺委員

長の指示により配付資料が回収された。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 今、我々は議案乙第15号で、県有財産を学校経営という名のもとに譲渡をする金額が要求されているわけですよ。それについて我々は、果たしてその金額をどう査定してオーケーを出すのか出さないのかというところを今、審査しているわけですよ。審査をしているわけですから、皆さんに私が先にお聞きしたのは、そもそも今、建てるとしたら幾らか、そしてなぜ残存率がそういう数字になっているのかということをお聞きしました。求めましたら、これは専門家がやった数字であって、確たるものは説明ができないわけなのです。そうすると、私としては説明ができてその判断材料が示されないことには議論ができない、そうなので私としては一試算の方法として、一般的に不動産業者がやっている試算の仕方をすると、簡単に言いますと、今、建設をしていた金額よりも私の前提としては安くはならないと。むしろ高くなると、そのもともとの再調達価格が違うわけなのです。だからそれはもう議論の平行線ですよ。だけど、少なくともそれぞれの残存年数が47で割って、本当に簡単に言えば、建てたときの金額を47年で割って、そして幾ら使ったかということをお簡易に計算することも大きな差異にはならないということも、さまざまなデータではあるのです。だけど、少なくとも普通に起こっている減価償却分を引いて、そして結果として幾らこの価値が残されているのかという計算をすると、一つ一つの建物の、皆さんが上げた資料には年数が違うわけですよ。平方メートルも違う。そして鉄骨なのか、RCなのかも違う。だけど、大ざっぱに考えていても、一つ一つの年数が違うものをひっくるめて5%や10%で言っているのかという議論なのです。どうですか。

○宮里達也福祉保健部長 まず、私から原則的なことを話させていただきたいと思います。我々は鑑定能力はありません。不動産鑑定士という国家資格に基づく2人の不動産鑑定士に個々に一独立にお願いをして、その方々が不正な行為をしていなくて、きちんとした数字を出したと我々は信じております。その2人の方々のそれぞれの数値がそれほど大きな開きはなかったと、そういう行政的な手続の中で一定の価格が決まっていて、そういうことは御理解いただきたい。そして万一、その不動産鑑定士が判断したことに間違いが発生して県民に損害が与えられたとしたら、これは当然不動産鑑定士にも責任があるし、

行政の当事者である我々も責任が発生します。そういう責任の中でこういう不動産鑑定が行われたというのを、まず前提としてお願いしたいと思います。

○平順寧医務課長 先ほどから繰り返しておりますが、不動産鑑定士というのは不動産の鑑定評価に関する法律というもので、その責務がきちんとうたわれております。不正、不当なことも禁じられております。そういった公平性、信頼の上で県知事が指定する不動産鑑定業者の中から選定して、不動産鑑定を依頼しているわけでございます。県としては、その処分予定価格というのは、こういう方法しかないわけなのです。そういう中で公平な立場から不動産鑑定評価されたものと認識しておりまして、県の事務処理要領では2者の鑑定をもって、それが例えば額に若干、いろいろな判断要素があって、不動産鑑定士によって開きが30%以上であれば再鑑定をします。今回は両者の差が、例えば土地であれば6%以内、建物であっても2%以内という状況でございましたので、その中から平均値を処分予定価格としたということでございます。

○比嘉京子委員 では、皆さんが鑑定士を信頼してこの金額になりましたというわけなのですが、例えばですよ、これは一般的にその周辺の人が本当にあの土地が坪—ライフラインも引かれていて、そして道に面していて、普通は不動産の土地代を決めるときに皆さんね、逆に言うと一土地代を決めるときにまず路線価というものを見るわけですよ、土地の鑑定に。この土地の鑑定の路線価をやっても、路線価だけで見ても坪16万円ぐらいするのですよ。そこを皆さんは9万7000円にしているわけなのですよ。路線価という価格は一つの目安であって、通常売買価格というのはそれが大体8割だと不動産は言うわけですよ。そうすると、最低でも普通の価格にすると土地が20万円になるわけなのです。それが3000坪以上あるわけなのです、3300坪以上。そうすると、ここでは土地からしても、それから建物からしても、通常の価格とこれだけ開きがあるということ、どうやって8000万円の建物にし、3分の1ぐらいの価格に土地を持っていくような理屈をどうやってつけるのかという話なのですよ、もし皆さんがそれをおっしゃるなら。その証明ができないと、これはどうやって我々は県民に、こういう価格で売りますよということの説明がつくのですか。

○平順寧医務課長 これは鑑定士の方にもいろいろお話を聞いております。要は土地の形状、それから区画整理されているのかどうか、それはまさに住宅が建てられる要件がそろっているのかどうかによっていろいろと価格が変わってきます。例えば、それに基づいてその更地価格としては、ある業者は14万円

という形で設定しています。それが妥当かどうかという、この鑑定評価は法律の上にきちんと出されたものですので、我々はこれを信頼していかないといけないと思っておりますので、そういう手続でやっております。例えば、医療福祉ゾーンの中である団体に土地一看護協会などにも土地をやっております。同じように鑑定業者2者に頼んでその平均値でやっているわけでありまして、そこでも一医療福祉ゾーンで非常に近いところですが、坪14万円、15万円だったかな一ですので、基本的にそういう法律に守られて責任を負っている鑑定士の方々がきちんと出してきた鑑定書でもって、我々はそういう手続をせざるを得ないということでございます。

○比嘉京子委員 例えばその周辺に住んでいる方々が、皆さんがいう9万7000円をどう見るかということでもあるわけですよ。私は高い、安いということではなくて、どういう根拠でその数値が出てきたのかを問い続けてきたわけなのです。その根拠が見えない中で、一般論的にこの根拠がないものだから、鑑定は信頼すべき鑑定だというわけでしょう。そのときに、もう一点確認したいことは、10年間縛りをかけているわけですよ。10年以上を過ぎたらこれはどうなるのですか。

○平順寧医務課長 契約書では10年一まず10年というのは、我々がきちんと看護師を養成していくという一つの目的が達成できる時期だろうとも思いますし、相手方もずっと永続してやっていくということでございます。10年というものは、一般的に例えばこれまでもやられてきた一病院を売却したりとかいうものも同じような一我々はこの契約をする場合に、これまでの実際の総務部の管財課などとも調整をしながら、通常の例で行う内容で契約をしているわけでございます。基本的には10年過ぎたら、それは確かに買い戻し特約は10年間という形になっております。それはそういう契約になっておりますが、我々としては継続してやっていけるものだろうというように理解はしております。

○比嘉京子委員 契約上に、こうなるものだと思うというような言葉というのは成り立たないと思うのですよ。というのは、では10年たちました、そうするとどう使ってもいいのかという話になるわけなのです。そこら辺はどうなのですかと聞いているのですよ、今。

○宮里達也福祉保健部長 論理的には比嘉委員の御指摘のとおりです。ただし、学校を運営するというものは、それなりの責任があるわけですから、簡単にやめ

てどうのこうのという話はまた一学生がいる話ですから、そんな単純な話ではないと理解しております。

○比嘉京子委員 私は民間移譲ということで、学校存続のためということ、それから皆さんが指摘したかったであろう一大きな土地というのが普通の坪単価ではないだろうということも理解していますし、聞いております。しかしながら、通常の単価とどれぐらいの差があるのかということは我々は検証する責任があるし、ある程度の大まかな数字を見ていく必要があると思ってやってきました。そうすると、少なくとも皆さんが14万円という数字も業者が出してきたのを採用せずに、それよりも下におろしていることは、学校のためだということがあるかもしれませんが、そうすると、周辺のことと勘案すると通常ならば土地もあわせるとこれは14億円ぐらいの、普通の感覚ではそうなのです。だけど、今皆さんはそれを4億円ぐらいでやる、それでも我々はどう判断するのかということの一つの根拠のために私は専門的な人たちから学んできたわけなのです。そのことを踏まえると、皆さんは鑑定士がまさに30%の開きがない中でやってきたので、我々はそれを信頼をしてやるということが結論ですよ。どうですか。

○平順寧医務課長 先ほど委員が、鑑定士が14万円を出したのを我々が9万円にしたと、我々がやったわけではないのです。更地としての基礎単価を出した後、鑑定士のほうで市場性減価というのがあります。それを入れた形を出した最終的な積算価格、それを平均しますと9万7000円でしたというだけの話ですので、まずそれを御理解いただきたいということです。我々が試算したわけではございません。それから、我々としても法律できちんと認定された鑑定士の方で、きちんと公平に出された鑑定書について、それを公平にまた事務処理要領に基づいて2者の鑑定をやっているわけですので、適切にやってきたと考えております。

○比嘉京子委員 今まさに市場価格に直すともっとはね上がるわけなのです。更地にしていないという今、差し引きの感覚、それから学校であるという存続の感覚、そういうことは通常の土地の金額と比較してはいけないと思うのです。それを差し引いても余りあるものがあるのではないかということは、なぜかということもその数字に根拠が見えないこと、説明がつかないことも含めると、そこら辺から今、通常のあの近辺の不動産価格をすると、道に面しているということで、そういう金額にまずあり得る土地代というのは、あの近辺

では通常はあり得ないわけなのですよ、今、売買をやられていても。ですから、そういうことをやっている、県民的になかなかこれは納得が得られないのではないかとということがまず1つですね。それから、今、皆さんが鑑定したことを再チェックする機関は県のどこにあるのですか。

○平順寧医務課長 鑑定評価書というものはきちんと信頼性の高い一要は裁判などの立証資料にも使われる、そういうものであるという認識の上で、確かにこの鑑定評価書が出ましたら、医務課だけではなくて総務部の管財課とも連携をしながらいろいろな話を伺ったりという形でございます。我々としては、最終的にそういう責任を持った業者の鑑定士の方で出されてきたものであって、また2者の出されてきた数字、それは国が定める不動産鑑定評価基準というのがございますので、それにみんな基づいてやっているわけでございますので、それを公平性と信頼をして処分予定価格を決めたということでございます。

○比嘉京子委員 私は、結論としてですが、この金額はなかなか理解を得られない額だと思っています。それと、民間移譲の結末として、ある意味でこういうような財産のたたき売り、これは今回に限ったことではないと私は思っています。そういうことを踏まえて、私は県のあり方に対して指摘をして終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時25分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 基本的なことから教えていただきたいのですが、そもそも公共のものが民間に譲渡される際に、土地であろうが建物、そういったものの価格の決定というものは、その方法について幾つかあるのならば、すべて教えてください。

○平順寧医務課長 どこにどういった形で売却するかによっても決まると思われます。例えば土地があって不特定多数に売却する場合、通常は競争入札があります。特定のところに売却する場合は競争入札には値しませんので、鑑定士のところに頼んで、鑑定額を決めてやるというのが通常の流れです。

○桑江朝千夫委員 いわゆる競売は一般に譲る場合ですが、その際の価格決定についてどうですか。高いところですか。

○平順寧医務課長 競売は、そういう形になると考えています。

○桑江朝千夫委員 もう一方、今の件ですが、譲渡する先が決まっている場合の方法とすると、土地を鑑定し—不動産を鑑定してもらう方法。そしてそこには移譲先の恣意的なものや、あるいは行政側がこれくらいの価格だろうというような恣意的なものが入ってくる余地はあるのですか。

○平順寧医務課長 これは、法律で不動産鑑定士の責務がございます。不正・不当なものについてやることは禁じられていますし、そういった国家試験に基づいた不動産鑑定士の責務で行われているものですので、そういう特定のものにやるとなると鑑定士にお願いする方法しかありません。

○桑江朝千夫委員 2人の鑑定士がそれぞれ独立して鑑定を行って、先ほど他の委員に説明があったように大きな開きがあった場合には再鑑定をするということですが、その2人の鑑定士が最初に出したときに、そこに対して開きがない場合、今回の件に限っても行政当局—いわゆる皆さんの考え方等に関きがあるなという感じはあらわれているというのか、そういったことでも鑑定士と協議できるのですか。

○平順寧医務課長 鑑定士と協議はできません。それぞれ出された積算価格はそれぞれの鑑定士が判定した価格ですので、それは鑑定士の業務としてなっているわけですし、それが30%以上を超えている場合において、県として再鑑定を行い、そこで近いほうとの平均をまた求めていくという作業になります。

○桑江朝千夫委員 つまり出された鑑定評価については県側の評価は言えないわけであって、これこそが県の評価としているということですか。

○平順寧医務課長 我々はその鑑定評価書は法に基づいてやった鑑定士の方が適正かつ公平にやったものですので、それを信頼あるものとの形でとらえています。その積算価格をもとに考えていくということになります。

○桑江朝千夫委員 参考までにお聞かせください。これは建物の議案ですが、議決に当たらない土地の面積からして、当たらないということでの土地ですが、その鑑定の結果が出ていますが、この土地に関しても県は何らかの意見等は出されないのですか。

○平順寧医務課長 土地もすべて同じです。我々はそのに関与することは何もありません。

○桑江朝千夫委員 譲渡されて来年開校するためのスケジュールについて、いただいた資料を見ているのですが、少しばかり説明をお願いします。全部説明する必要はないのですが、まず申請関係の上の4月の募集中止とありますが、この部分について説明をお願いします。最後の募集に係る入学者について。

○島袋富美子医務課看護専門監 学生の募集中止の件については、これは募集中止をするに当たっては、県としての養成所を終了する年の募集に係る入学者の入所年度の前年の12月ということで、具体的には昨年12月末までに学生の募集中止ということで国に申請をしているということです。

○桑江朝千夫委員 県として役目が終わったわけですね。それで湘中央学園浦添看護学校開学に向けて湘中央学園は生徒の募集はしているのですか。

○平順寧医務課長 次の新たな学校の生徒募集については、国とも調整して募集要項という形でやっています。

○桑江朝千夫委員 次に、右隣の設置者を変更するための指定取り消しを行う場合について、わかりやすく説明してください。

○島袋富美子医務課看護専門監 これも先ほどの募集中止と同じように、保健師助産師看護師法に基づく手続の一つです。指定取り消しを一設置者を変更するときも指定取り消しを同時に申請する必要があるということで、7月に取り消しという申請を国に行っています。

○桑江朝千夫委員 下に移りますと、不動産関係ではこの不動産取得に関しては、財産の売買仮契約は結んでいるということですが、これから一今議会の結果によって本契約まで持っていくという形になっているわけですね。そこから次の段階に入っていくということですが、いわゆるこの流れがスムーズに湘中央学園のほうも県のほうも流れているのでしょうか。

○平順寧医務課長 私立学校、それから保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所の認可に当たっては、土地・建物の所有が原則ということになっておりますので、それも指定要件の一つということになりますので、この議を経た後に不動産関係は本契約という形になります。その後一昨年1月ごろには厚生労働省からの指定承認、3月には専修学校としての認可が受けられるという状況になっております。

○桑江朝千夫委員 来年に入ると現地調査、申請書審議を経て現地調査ということに矢印はなっています。これはどちらで、だれがやるんですか。

○平順寧医務課長 真ん中にあります私立専修学校の認可は県知事になっておりますので、総務部で現地調査、2回目の私立学校審議会を経て認可をするという形になっております。

○桑江朝千夫委員 再確認ですが、現地調査は県の総務部管財課あたりがやるということですか。

○平順寧医務課長 現地調査は、総務部総務私学課になります。これは一私立専修学校の認可は総務私学課が行っていますので。

○桑江朝千夫委員 ここにおいても、きょう特に不動産一建物の評価についての資料がありましたが、そこでも再び、そういったものに関して調査するのですか。

○平順寧医務課長 要するに県議会の議決を経たということをもって、土地の所有がこちらに移ることが明らかになりますので、それが認可の一つの要件になっていますので、その分が満たすということになります。

○桑江朝千夫委員 議決一承認を経ってから現地調査をするという流れですか。不動産鑑定士がこういったものの結果が出た後の現地調査ではなくて、県議会で議決された後の現地調査ですか。

○平順寧医務課長 この私立専修学校の現地調査というのは、その教員に対する調査—どういう理念を持っているか、学則の内容など、そこら辺の調査です。

○桑江朝千夫委員 了解しました。これは学校そのものの法人化というか、そういうものの適応性を見る調査ということですね。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 昨年の12月定例会でのいろいろな質疑を通して、たくさんの卒業生の皆さんや関係者の皆さんから廃校にしないでほしいという—いろいろな意見も出ました。新聞紙上にもぎわいました。我々もしっかり議論をしてきたつもりではありますが、この廃止条例というのが、やはり今の沖縄県にとってやってはならないのだという思いに至って、私は反対をいたしました。しかし、審議の途中でその場で密約をしたり、突然、動議が出てきたりという禁じ手が全部出てきているわけですね。そういうことをずっと思いの中に持っていて、その廃止条例が通ってしまったというこの思いはまだ消え去らないのですよ。そういう意味で、本当に今度のこの県立浦添看護学校の問題を、例えばこういう流れの中で今回のような議案も提案しなくてはならないという事態がいっぱいあったにもかかわらず、ああいう禁じ手を使ってまで12月定例会で条例を通させたという思いが私には非常にあります。ですから、なぜ、もっと真摯に正面からお互いに議論し合って、やらなかったのかと。何といいますか、行政側の妙な禁じ手を使ったやり方に非常に不満がずっと残っています。そういう意味で、本当に当初からこの問題はどうかとずっと悩んではいるのですがね。ただ、やはりまだ思いが消せないでいるわけですね。

そこで、いろいろと行財政改革の一環としてこの問題が浮上してきたというのは知っております。そうであるならば、ではその行財政改革の面から1点だけちょっとお伺いをしたいと思うのですが、皆さんの今回の民間移譲—いわゆる廃止が、費用対効果として本当に効果があるのか、この辺を少し御説明をいただけますか。どういう財政的な、費用対効果が出たのかということをお伺い

したいと思います。

○平順寧医務課長 基本的には行財政改革というものは、その財政的な効果というよりも、まずは民がやるものは民がやりながら、県がやるべき役割を強化していくと。その役割分担をきちんとしていくということが大きなねらいでございまして、財政効果というように言われますと、昨年度もいろいろとありまして、それを数字で示すとなると、例えば昨年度の説明の中では、そのときの県立浦添看護学校への人件費とか運営費にかかる費用というのが大体3億1000万円ぐらいあったということでございまして、その費用自体が要は実際的な一財政的な効果になるものだろうと考えております。

○奥平一夫委員 それだけですか。

○平順寧医務課長 移譲後の新たな支出額というものがあります。新たな看護師養成所に対する運営費というものが出てきますので、その部分は大体4400万円、4500万円ぐらいになるかと思いますが、その当時の試算によりますと、その2分の1が国庫補助金ですので、財政効果、その分を引きますと一大体最初に言った3億1800万円から引きますと、財政効果予想額ということでそのときは2億4600万円、それから土地・建物からの今回の売却額4億円近く、となりますと6億4000万円、5000万円ぐらいになるのではないかと、ちょっとあらあらですがそのように考えられます。

○奥平一夫委員 今の土地売却を含めずにいわゆる12月定例会に議論された話は、詰まるところ、例えば今の人件費を含めた管理費、運営費がおよそ2億4000万円という答弁だったと覚えているのですが、これが実は地方交付税措置されて約1億6000万円というように、これは答弁をされているのです。ですから、実質的には8000万円なのです、県の持ち出しというのは。全然変わっていないのですよ。財政的な面から、これは費用対効果ゼロですよ。

○平順寧医務課長 その当時の説明の中では、地方交付税1億6700万円という形で試算したときも、財政効果予想額として8000万円プラス土地・建物の売却ということで、大体5億円ぐらいだろうという説明だったと考えております。ただし普通交付税につきましては、後で財政課にも確認しておりますが、県立浦添看護学校が民間移譲されようがされまいが、地方交付税額というものは丸めているので、その分は下がらないというような話も、その後聞いております。

○奥平一夫委員 もう一つ、今度の県立浦添看護学校の廃止の問題について、いわゆる定数削減一職員の削減目標というのがありましたね。福祉保健部で何名でしたでしょうか。

○金城武福祉保健企画課長 第3期の定員適正化計画の中で、福祉保健部で—これは計画でございますので動きはいろいろあるかと思うのですが、当時の計画からしますと、スクラップが69名、そしてビルドが17名で、差し引き52名の削減という計画になっております。

○奥平一夫委員 これは何年間でやるという計画なのですか。

○金城武福祉保健企画課長 4年間です。平成22年から平成25年にかけて、4年間で52名のスクラップと。

○奥平一夫委員 福祉保健部で52名のワーカーを削減していくという大きな目標があるわけですよね。その中でどういう削減の仕方をしようかと考えたら、おのずと県立浦添看護学校の廃止がいいのかなと、そんな感じの—いわゆる出先機関を全部削っていくというね、そういうことがもう見え見えなのですよ。これはちょっと仲村委員の討論があるのでこれは少し聞きますが、一律10%削減を全庁の目標とする中で、机上の数字ありきで削減枠が決められている、要するに今言っているその52名という削減枠が決められていると。福祉保健部にとって県立浦添看護学校の廃止による28名の削減は、この削減目標の52名のうちの大きなウエートを占めていると。まさにノルマを達成するための県立浦添看護学校の廃止というのは、非常に大きな意味があったというわけで、もう何が何でも廃止をするという、そういう意向でいろいろなことが進められてきたと。いろいろな世論が動いて、廃止をするなという声があったにもかかわらず、当局としては廃止をとにかく実行したいと、ノルマを達成したいということ。つまり、さまざまな出先の機関—児童相談所であったり、そういうところにどう職員を回していくかというこのことばかりにとらわれて、この52名の職員を削減することに非常に近視眼的になっていたのではないのかなという思いがするわけですね。こういうことで本当に福祉保健部のあり方という、沖縄県の福祉行政を預かる皆さんが本当にこれでいいのかと。もっとやはり県民の視点からしっかりとこういう福祉行政のあり方というものを考えたら、こんなことはとてもできないと思います。ましてや財源的な—費用対効果もほとんどないで

すよ。今回、提案されている校舎の売却あるいは土地の譲渡についても、文字どおり、たたき売り同然ですよ。おかしいと思いませんか。

○宮里達也福祉保健部長 先ほどから説明していますように、売却の値段は、これは不動産鑑定士がやることですので、それを信頼しておりますということです。それと、やはり時代の変遷に伴って、県が担うべき役割ということを考えて行政改革的なことも必要な部分があって、ぜひ御理解いただきたいと考えます。

○奥平一夫委員 福祉保健部長、私はもう残念ながら本当に沖縄県の福祉行政の後退だと思っています。そこで、先ほどの答弁の中で4億円という額が出ましたね、土地の売却額。あれは昨年12月の段階でそういう話が出ましたが、なぜこんなに早く4億円という数字が出てきたのですか。ぴったりなのですか。

○平順寧医務課長 昨年度の説明した数字は、平成19年度に鑑定をした数字を用いて説明したのです。そのときの数字でやったものでございます。

○奥平一夫委員 これは平成19年度からもう既に売却をするという目標を持って、県立浦添看護学校の廃止をずっと求めてきたということですか。

○平順寧医務課長 県立浦添看護学校の移譲先団体の募集が平成20年2月にされているのです。それで、そのときの譲渡の概要というものを出すときに、そのときの時価は幾らかということを出す必要がありましたので、平成19年10月の三、四カ月ぐらい前ですか、鑑定評価をされております。

○奥平一夫委員 これは、例えばこの不動産鑑定というのは、この平成19年になさったところと、現在のこの鑑定評価を出してきている業者の方—鑑定士の方は同じ方なのですか。

○平順寧医務課長 1者は同じです。今回2者でやっております。そのうち1者は平成19年度と同じ業者です。

○奥平一夫委員 それはどこですか。

○平順寧医務課長 南西不動産鑑定所となっております。

○奥平一夫委員 ではもう一つの方向から少し議論をしたいと思うのですが、この12月議会のときに県立浦添看護学校が廃止にされるという質疑の中で、私らが反対した一番の理由として言ったのは、何といたってもこの沖縄県民というのが非常に低所得で貧困層が多い、離島が多い。そういう中で本当に公的な養成校の県立浦添看護学校というのは、格差の中にあっても本当に学びたい皆さんの機会をしっかりとらえて受け入れてくれた非常にすばらしい機関だと、ずっとこれまで議論をしてきたわけです。高い評価を受けて県民に愛されてきたわけですね。それから優秀な人材がたくさん出て、今、県内でも頑張っているらしい。そういう中であって、この公的機関をなくすという、公的の県立浦添看護学校を廃止するという事について非常に驚きを持って受けとめられているわけですね。今でもやはりさまざまな方々から、この県立浦添看護学校の復活というものを私はたくさんの方々から聞いているのです、いろいろな要請があります。まだあります。特にこの経済状況が非常に厳しくなって、親父が失業したりあるいはアルバイトでしか生活できないという状況になっている方は、これは離島でも沖縄本島でも多数出ているのです。ましてや、この沖縄の貧困率が相当上がってきています。生活保護者もふえています。そんな中で県立浦添看護学校の存在というのは非常に大きかったと思うのです。今後も本当は必要とされる公的機関だと思っているのですよ。そういう意味で、本当にこの問題を何とかできないだろうかとずっと日々考えているわけですね。しかし、皆さんはもう校舎まで売却し、土地も売却しようという段階まで来ているので、この辺で、そこまで来て、ではどうなるのかということなのですが、例えば、これは私らが否決をしたらどうなるのですか。

○宮里達也福祉保健部長 適切に学校法人湘中央学園に引き継がなければいけないので、先ほど医務課長が説明したように、学校法人湘中央学園が学校の認可を受けるためには財産を取得しなければいけませんので、それができないとなると学生に少なからず影響が出ると考えます。

○奥平一夫委員 学生に大きな影響があるというのと、どういう影響があるのでしょうか。そのときに県としてはどういう対応がとれるのですか。

○平順寧医務課長 要は、新たな学校設置に一県立浦添看護学校は平成24年3月31日でなくなりますので、4月1日に新たな学校設置をして、そこで学生を一今の2学年と1学年の学生を引き継がないといけないということになります。

す、3年課程のですね。ですから、その学校設置の原則要件が土地・建物を所有しているということが原則ですので、そういった新たな学校設置の認可に関して影響を受けるということでございます。それで我々はそういうことがスムーズに行くように、今回、議案を提案しているところでございます。

○奥平一夫委員 ちょっと理解に苦しむのですが、通常は、例えば県立浦添看護学校を廃止したいというのでしたら、きちんと卒業生を送り出して廃止をして、それから民間をどうのという話になるかと思うのですが、こういう途中で民間移譲という話が出て、物すごく在学生にとっても非常に不安な中で一どうしようかと、あるいはこれからこの浦添看護学校を受けようという受験生にとっても相当不安を与えていると。そういう意味では、県は今、どのような考え方を持っていらっしゃいますか。

○平順寧医務課長 これは昨年度もいろいろと説明をしたところでございますが、やはりいろいろな方法があったと思います。卒業生をすべて出して、次に新たな学校ということもあったかとも思います。ただ、やはり検討した時期、そういう時期を見ますと、県内の看護師養成・確保の状況が、不足がかなりあったということもあります。ですので、看護師の卒業生が毎年引き続きできるような仕組みということで、今回、設置者変更という形で進めていくということで、ちょっと昨年度も説明をしたのは、そういうことで御理解いただきたいということでございまして、そのかわりできるだけ学生に負担がかからないようにということで、授業料の据え置きとか、そういったことを移譲先とも契約しまして、やっているところでございます。

○奥平一夫委員 本来ならば私が先ほど話したような、きちんと廃校をして、それからどうするということがむしろ学生や関係者にとっては、すごく丁寧だし、そうだと思うのです。だけど、余りにも乱暴で、なぜ拙速にそういう民間移譲というものを出してきたのか、これには何かわけがあるような気がするのですが、いかがですか。

○平順寧医務課長 もう一度説明しますが、例えば卒業生を出して、次の学校に引き継ぐとなると、募集との関係で2カ年ほどこの卒業生が出ない時期が出てきます。そういう学校手続との関係、開設への手続、そういったタイムラグがこの2カ年ぐらい起こります。その間、看護師の卒業生が出ないという形になりますので、県内の看護師養成の数が非常に厳しくなるということも踏まえ

て、県内での看護師養成・確保をきちんとやっていくということも踏まえて、そういうことを行っているということでございます。

○奥平一夫委員 余りそこで長い議論をしたくないのですがね。先ほど指摘したように、およそ8000万円という県の持ち出しは何ら変わらない。民間移譲する、職員を28名も削減をしていくという、こんなことで民間移譲をやっているということをね、まさにこの学生や保護者を置き去りにした今回の県立浦添看護学校の廃止というのは、もう本当に全然理解できないし、承服できない思いです。

それで、もう一つお聞きしたいのは、本当にずっと議論をしているように高額な入学金や授業料を払えない、負担できない、これから受験しようという皆さんが多くいるわけですね。そういう家庭も相当ふえていらっしゃる。そんな中で本当に離島や僻地の学生、あるいは低所得の学生たちが、この高いハードルをどのように越えてくるかと、なかなか越えるには難しいと思うのですが、この辺についてはどうお考えですか。

○平順寧医務課長 そういったことも含めて、県の修学資金を拡充しているところでございます。また学校に聞きますと、確かに独立行政法人日本学生支援機構とか、そういったものもいろいろと活用されているという現状はお聞きしております。かなり多いというように考えておりますが、県の修学資金も拡充しておりますので、県の修学資金を貸与した方々は県内の医療機関で勤務すれば免除されるという恩典がございますので、その分はきちんと拡充していかなければならないということやってきたわけでございます。

○奥平一夫委員 私は、地域の医療は地域の人材を充ててしっかり守っていくということが、非常に大事だと思うのです。医師も含めて、職員もそうなのですが。今、例えば離島の県立病院に限って地元の出身者というのは何%ぐらいいらっしゃるのですか。実はこれは多分、去年の病院事業局の質疑の中で、大体10%から20%ぐらいという答弁はいただいております。そういう意味では、少なくともやはり50%ぐらい地元出身の方を採用できるという、そういう人材育成をしていかななくてはならないですね。そういう意味で、だからこそこの離島や僻地の皆さんにとっては、かなりハードルが高くなっていると。ましてやこれだけ経済の状態も悪くなってきている中で、本当にこのハードルを越える、あるいはハードルをなくしていくというインセンティブをしっかりとつって入学させていくという、これがやはり公的機関としてのあり方だと思うのです。

だからそういう意味では、公の看護師養成所というのは本当に必要なのですよ、今こそ必要なのです。どういうぐあいにして、そういう地域の人材を育成しようと考えていらっしゃいますか。それを聞かせてください。

○平順寧医務課長 ドクターもそうですし、保健師も看護師もそうだと思いますが、看護師の養成所も最近でいいますと公立大学法人名桜大学とか中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校などもふえておりますし、卒業生も出てきておりますので、沖縄県は結構、看護師になりたい方というのはかなり多いと。全国でも6位ぐらいと聞いておりますので、数は非常にふえてくるだろうと思っています。県としても看護師養成所の運営費補助とか、それから教職員に対して定期的な調整会議もやったり、あるいは隣地実習をどこでやるかとか、そういう総合調整などもいろいろやりながら養成所と連携をとっておりますので、引き続き、そこら辺は充実していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 午前中の質疑の中で、宮里福祉保健部長は公の仕事としてはやはり看護師を確保することだということにおっしゃっていましたが、去年、一昨年の看護師の需給バランスというのはどのような状況ですか。今年度、来年度は、どういう見通しになるのでしょうか。

○平順寧医務課長 第7次の看護職員需給見通しでは、今年度の見込みが大体500名ぐらいの不足だろうと。次年度は卒業生がふえてきますので、400名ぐらいになると。平成25年になりますと、213名ぐらいまで落ちてくるというような、3カ年間で言えばそういう推移でいこうと考えております。

○奥平一夫委員 話を変えますが、通信制の制度について少しお伺いしたいのですがね。この県内の准看護師というのは、総数は大体どれぐらいですか。何名ぐらいいらっしゃいますか。

○平順寧医務課長 平成22年の数値ですが、准看護師で従事している方の数は4853名です。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、奥平委員から人数の再確認を要望された。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

平順寧医務課長。

○平順寧医務課長 従事届出からの数字です。従事している方は4853名です。

○奥平一夫委員 では、潜在的に資格を持っている方というのは、まだまだいらっしゃるということですね。

○平順寧医務課長 そうなります。

○奥平一夫委員 それで、准看護師が正看護師へという大きな目標を持っていらっしゃる。ほとんどの方が持っていると思うのですが、いろいろな事情でそれを断念したりしている方もいます。でもやはり准看護師と正看護師の報酬の違いというのが非常にわかりますし、ありますし、みんなが正看護師を目指すわけですよ。ただ、それにはいろいろな条件があるのでなかなか厳しいことがあって、ですから、この県立浦添看護学校の進学クラスというのはかなり重要なわけですよ。むしろ公の機関でそのコースを2倍ぐらい、80名ぐらいにふやしていくということが本当は必要なのです。4800名もいるわけですから、恐らくその半分の方が少なくとも正看護師へ行きたいという思いを持っていると思うのですよ。また、そういう正看護師がふえることによって、医療現場においてもかなり大きな支援ができてくると、そういうことだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○平順寧医務課長 これは平成20年の従事届出での調査ですが、准看護師の方で進学予定という方がどのぐらいいるのかという形で、991名という数字ですね、進学予定と。ただ、この中で通信制の対象の方になりますと、免許を持って10年以上という形になりますので、男性で106名、女性で426名、合計で532名が、あるいは通信制か、あるいは進学かということになります。

○奥平一夫委員 これは平成20年度ですよ。今は平成23年になりますからかなりふえていらっしゃると思うのです。まあ、そのデータをもとにしてでも、これだけの進学希望者がいるということ、やはり軽く見てはいけないと思うのですよ。ぜひ、そういう皆さんの希望をかなえられるような環境整備をしていくことが皆さんの務めだと思うのです。そういう意味では、いわゆる進学コースを80名にふやすだの、あるいは通信制度をもっと拡充をして支援をしてい

くという、そういうことは考えられませんか。

○平順寧医務課長 確かに、この通信制の方々についての支援ということで、これは今後のいろいろと取り組む課題でもあろうかと思いますが、当面、どうしても負担軽減をどうにかやっていこうという形で、先ほどから申し上げております生活費とか授業料の一当面はそういう形でやりながら、養成機関とも今後、意見交換もやっていきますが、今後の課題としてその中に入れて、検討課題という形でとらえていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 このことは昨年12月議会で動議を出していただいた翁長政俊委員の非常に貴重な提言なのです。それを受けて賛成議員がふえたわけです。皆さんはそれに対する責任も持たなくてはならないですよ。ですから協議していますとか相談していますとかという話ではなくて、いつまでに導入するという、そういう担保を皆さんはそこできちんと言ってもらわないと、これは単なる紙切れにすぎないですよ。これでは翁長委員の顔もつぶれますよ。

○宮里達也福祉保健部長 この問題に対する課題は、我々も強く認識しております。ですから、できることから着実に解決に向かっていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○奥平一夫委員 では約束してくださいよ。その協議チームをぜひ新しい年から設置をするというね。そこまで行かないと、皆さんはいつも行政用語で、頑張ります、やります、前向きでという言葉になってしまうから、全く信用できないわけですよ。この辺はきちんと言ってもらわないと、私らは後に下げられませんよ。

○平順寧医務課長 昨年度1月末に早速、学校の方とかいろいろな方々を入れて、看護師確保検討会というものを持っております。そういう形で今、いろいろな事業の芽出しとかいうものも種々やっております。それから学校協議会ということで、定期的に養成所の方々と集まる機会も一会議がございますので、そういった会議の中でも、活用しながらいろいろ検討していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 今の答弁は、もうやりませんということと一緒にですよ。申しわけないけど、平医務課長。これは10年後検討しましょうかという感じの答

弁ではないかと思うのです。私はそうではなくて、明確にこういう通信制の導入・促進、離島地域への実習支援というようにきちんと書いてあるわけで、皆さんはそれをのんだわけですよ、ある意味ね。だからそれでいろいろな議員が賛成をしたわけですよ。これは担保ですよ、明らかにね。それをやはりしっかりやるというね。少なくとも、これを明言しないことには私らは今回の議案については賛成できないですよ。

○宮里達也福祉保健部長 我々としても、去年の12月だったと思いますが、12月議会の委員並びに議会の議論を真摯に受けとめて、積極的に取り組むべき課題をみんなで調整しようということで、もう既に養成校、医療機関、看護協会、医師会等で構成する看護師等確保対策検討会を開いて協議、いろいろな課題がありますので、この5点のことが中心にはなると思うのですが、その他にもいろいろな一通信制もその一つですが、そういうことを協議しておりますので、今後とも准看護師のレベルアップといたしますか、それには取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○奥平一夫委員 いろいろと議論をしてもですね、これが大きなネックになってくると思うのですね、私らとしては。少なくともそれは担保するというのを皆さんは月曜日までに、ぜひ検討しておいてください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 翁長委員の付随意見について関連して質疑します。やはりこの通信制についてこれは大きなポイントですよ、導入するということはね。先ほどからの平医務課長の答弁の中で、やっとかさ協議チームの話が出てきましたが、民間病院とも対話しながらこれからもやっていきたいということは、これまでの答弁でもずっとこれだったのですよね。それでですね、本当にこの通信制については民間でできないものを一できないというそれを、どの時点で、本当に県としてはどういう方針を決めていくのかということ、まずお聞きしたいと思っております。

○平順寧医務課長 昨年度の1月末につくりました看護師等確保対策検討会、その中でこの付随意見の内容も含めて検討しております。通信制の話もやっていろいろ議論もしておりますし、それから、ある養成校とも意見交換という形

もあわせて進めておりますので、その経緯を見ないと今後の方向性一導入に向けての方向性というのは、ちょっとまだ見えていないという現状でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 実際に准看護師の人たちが4853名もいて、その中で532名が免許を持っていて進学をしたいという希望を持っているわけですよね。そういう人たちに対応していくためには、今、そのような悠長なことを言っていられないのではないかという気がしてならないのです。ですから、これはもうずっと前から検討していきます、検討していきますと、去年の2月にその検討委員会を持ちましたということで、全然進んでいないということで、ある時点でやはり県として何らかの方針というのは、めどづけをしなければいけないのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

○平順寧医務課長 要は、我々は昨年度まではスクーリングを県内でできるだけやっていただいて負担を減らしてもらって、それから今年度からは修学資金を拡充して、その通信制の方々を特に支援していくという形で当面はやっている状況ですので、当面の対策としてはこういう形で負担軽減を何とか図っていきながら、いろいろな協議会あるいは個別の意見交換の中で、今後のことについてちょっと整理していきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 私たちは、この文教厚生委員会の中で9000万円の修学資金ということで、場外で1億6000万円というのが出てきましたよね。そして今回、そのことについて1億4000万円の貸与をしてきたと、補正予算も組んでですね。そういう答弁でしたが、この金額の上限をどこまで持っていこうとするのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。これからもずっと継続してできるのかどうかですね。

○平順寧医務課長 予算というのは毎年調製していくわけなのですが、昨年度は当初予算9800万円に対して申込者がかなり多かったということもありまして、6月補正をかけました。次年度においても、議会で答弁しましたが、今年度と同じような額にしたいということで、現在、調整しているというところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 県としては通信制の導入はできない、民間に何とかやってもらいたいということで今、検討しながら調整していますよね。そして、それができなければ、当面としては個人的にそういう修学資金を援助していき

いという今の方針ですよね。先ほどの答弁の中にもありましたが、県外も含めてということはどういうことですか。先ほどの平医務課長の答弁の中で、県外も含めて—これはスクリーニングだと思うのですがね。やはりそういうこともまだ県外という考え方をしているのかですね。やはり県内に持っていこう、離島に持っていこうという思いがあるのかどうか。

○平順寧医務課長 県外ではなくて県内という言葉で使いました。

○渡嘉敷喜代子委員 そのときそのときの、年度での予算の問題も出てくるということは、確かにそれはわかります。これだけの進学を希望している人たちがいるわけですから、これからどんどんふえていく可能性はあるわけですよね。やはりそれに対応できるような担保もなくてはいけないのですよ。今年度1億4000万円だったけれども、場外での約束したのは1億6000万円でしょう。だからそれ以上のものを持ってくるなり、やはり皆さんはそのあたりはきちんと約束しなくてはいけないと思いますよ。

○平順寧医務課長 我々も付随意見をきちんと受けとめておりますので、修学資金の確保に向けて精いっぱい努力していきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 やはりそのあたりの財源の担保というのは、しっかり守ってくださらないと困ると思うのですよ。これからも修学資金を受ける人たちはふえてくるという可能性も出てくるわけですから、そのあたりをしっかりやっていただきたいということと、それからこれは個人的にそういう対応の仕方をしていますが、本当にどの時点でしっかりと受け入れてくれる民間があるのかどうか、もしなければ県としてどうしていこうとするのか、そのあたりの方針も早目に決めてほしいと思うのですよ。もうこれ以上言っても出てこないと思いますので。それからこの約束—付随意見の中で、院内の保育所がありましたね。朝の説明の中では需要はないと言うのですが、なぜ需要がないのか、この保育所を設けるということも一つの大きな条件だったと思うのですよ。上里議員がこのことを納得しましたと言っていましたからね。そういうことでも、メニューが悪いのかということでもあると思うのですよ。そのあたりはこれからどうしていこうとしているのか、本当に需要がないのかどうかですね。

○平順寧医務課長 需要がないと言ったわけではなくて、需要はあるのですが県立病院からの申し込みがなかったということでありまして、調査しましたと

ころ、今、18民間病院に院内保育所があります。あと6カ所が、この一、二年で整備したいと。もし県の支援があればそれを進めたいという話がありましたので、それについて整備を図っていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 朝の説明の中で、運営費として支援していくという説明もあったかと思うのですが、民間に移譲してから民間に対してそのような運営費が支援できるのかなという思いがするのですが、どうなのでしょう。

○平順寧医務課長 新たな看護師養成所についても、運営費補助をまたやっていくということになっております。

○渡嘉敷喜代子委員 これは毎年4500万円ということですか。

○平順寧医務課長 今、あらあらの試算で言っておりますが、4500万円ぐらいになるだろうということですので、その運営費補助というのは毎年、国の国庫補助基準に基づいてやっておりますので、国庫補助基準に基づき、毎年、運営費を支出していくということになります。

○渡嘉敷喜代子委員 対馬丸祈念館とは質的に違うと思うのですが、あの記念館の運営費補助についての陳情があって、そのことに対して県が答弁していたものは、民間に対して運営費補助についての支出はできませんということだったのですよね。そうすると、この看護学校については民間に移譲してしまっているのに、そういうことができるのかという疑問があるのですが。

○平順寧医務課長 これは県内のすべての民間養成所に対して支援しているものであって、これは国庫補助制度でやっているものでございます。どうしてもこの医療については一看護師の養成というのは非常に重要ということで国庫補助制度がつくられていると考えておりますので、その制度でやられていると思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 財産の処分についてお尋ねしますが、この鑑定をお願いした鑑定士の1人は学校側が依頼した鑑定士ということですよ。学校側というのは当事者ですよ。そういう鑑定を学校側から出された鑑定士をお願いするというのは、いかななものでしょうかという気がするのですが。

○平順寧医務課長　こういうやり方というのは、従来も土地・建物の売却に当たって双方で鑑定してやると。例えば医師会の土地の交換とか、小児保健協会とかそういったものについても双方での形でやっております、こういうことについては従来からやられていることで、総務部の管財課とも調整をしながら進めてきたものでございます。

○渡嘉敷喜代子委員　やはり当事者ですからね。当事者から選定された鑑定士にお願いするというのは、やはり県民が見てもこれはちょっとおかしいなという思いがするのです。もう一つ、平成19年にもやはりこの民間移譲しようという思いで鑑定したということですが、同じ鑑定士が一今回も南西不動産鑑定所、そして当事者である学校側から選定された鑑定士がやったということは、ちょっと理解できないのですよ。普通であれば、もうあまたある鑑定士の中から全然関係のない人たちをお願いするのが普通だと思うのですがね。

○平順寧医務課長　県が平成19年に鑑定した業者をまた選定しましたのは、どうしても建物の老朽化とかそういうのを一度見ておられますので、そこら辺でよくわかるというようなことも踏まえて、これについてはその業者—そもそも鑑定士の業務というのは、先ほどから説明しておりますように国家資格でやっておりますので、そういう形で不正・不当な鑑定評価をやるいろいろな罰則もある中でやられているものですので、我々としてはどういう業者であろうが、その県知事が指定する業者ですので、その中からの選定でございますので、我々としては手続的に適正に、公平にやってきたものだろうと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員　以前もお願いしたから、建物も見てもらったから、そのほうが早いかなというのは、それは気持ちはわかるのですが、そういうなれ合いがあるのかなという気がするのです。それから、その周辺の土地の価格というのは、それぞれの鑑定士というのは大体統一されているものですか、その評価の仕方というのは。大体同じですか。

○平順寧医務課長　まず、それぞれの鑑定士が最初に参考にするのは、国土交通省が毎年出している公示価格というものを基礎にして、その後それぞれの業者が持っているいろいろなデータですね。こういう物件、こういう売り買いがあったとか、そういったものを参考に計算していくと聞いております。

○渡嘉敷喜代子委員　ですから、どこの鑑定士にお願いしてもそのあたりは、

市場価格というのはそんなに変わりはないということですよ。そこでもう一つよくわからないのは、格差修正率というものを両方とも違いますよね。一方は70%掛けて、一方は58%掛けていますよね。そのあたりの基準というのは統一されるものだと思うのですが、そのあたりはどのようなのですか。

○平順寧医務課長 鑑定士の方にも聞きましたが、修正率とか減価率とかいろいろなものをやっております。それは一般的に使われている範囲の中で、それぞれの鑑定士がこういう物件に対してこうだと、自分たちの持っている資料ではこうだったというような、いろいろな判断をもとに、一般的に使われている範囲内の数字を使っているという回答でございました。

○渡嘉敷喜代子委員 70%の率で計算しているのと、それから58%の格差修正率とやって、素人の目からしても、うまいぐあいに結果が似通った表示になっているというのも不思議だなと思うのですよ。

○平順寧医務課長 これはそれぞれの鑑定士がやっていることですので、ちょっとコメントできる状況ではないです。

○渡嘉敷喜代子委員 それはそういう答え方しかできないだろうけれども、うまく帳じりを合わせたのかなという思いがしてならないのです。それから、10年間の縛りがあるということなのですが、先ほど比嘉委員からもありましたように、その10年後については、学校はそれ以上続けていかないとしたときに沖縄県が買い取るというような話もありますが、本当にそれができるのかどうかですね、本当に転売するという可能性は出てこないのかどうかという思いがするのですよ。

○平順寧医務課長 仮契約の中で10年間の用途指定、看護師養成施設を用途指定するというようにやっておりますので、それができない場合については買い戻し特約ということで一県が売却した金額でもって買い戻すということができるといって条項を打っているわけで、そういう危険性を除去するためにこれを入れているわけでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 10年後に売ったお金で県がまた買い戻すとしたら、減価償却というのはないのですか。

○平順寧医務課長 買い戻し特約というのは、こういう指定用途とかに違反したときに、相手方が納入した代金を返還して売買物件を取り戻すという形になっておりますので、通常の一また売却するとかそういうことではなくて、この危険性といいますか、例えば土地であっても、土地だったら上がる可能性だってあるし、建物もそうかもしれませんが、それは基本的には最初に売り買いした金額でもって戻すという形に、通常はそういう買い戻し特約でやられておりますので、この条項をもって指定用途という形のものがありますので、どうしてもその市場性減価に影響して単価が若干下がっておりますので、そういった危険がないようにということで、この条項を設けているわけでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 今回は、その場所は学校という縛りがあって、しかも安くなったということになるわけですね、鑑定士からすれば。これが10年後になって、学生募集もできないという状況になったときに、この学校閉鎖をして転売するという可能性は出てくるわけですね。そのあたりのことは県としては縛りはありますか。

○宮里達也福祉保健部長 この事業は看護師を養成するという非常に公的な責任を一民間がやるにしても、公的な大きな責任をもって学校を運用するわけですから、学校運営ができない一破綻するような状況になると、基本的に県が介入してほかの法人なり、あるいは県が直接なり、とにかくきちんと学生を教育するというその状況は続けられなければいけない責任はずっとあり続けると私は一少なくとも10年はそうだと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 それで、この仮契約とか契約の中にきちんと記されるのですか。

○宮里達也福祉保健部長 買い戻し特約というのはそういう条項だと。

○渡嘉敷喜代子委員 この県立浦添看護学校を民間譲渡したときに、私たちは本当に議論をして、土壇場でこういう動議が出されるという形になって本当に悔しい思いをしたのですよ。県民だって同じことなのですよ。そこで本当に福祉保健部との信頼関係もそのときに失っているような気がするのですよ。だからこういう売買契約をするときにも、仮契約だから本契約でやればいいでしょうではなくて、やはりそのあたりもしっかりと契約の中に入れていくのだという約束ができなければいけないですよ。

○平順寧医務課長 先ほどから申し上げておりますとおり用途用途の期間というのは10年ということで、これはいろいろと民法等でのですね、期間を含めてやっております。我々の目的達成というのも一つの要素になろうかと思えます。それから、その間における場合のいろいろな用途用途の問題が起こった場合—違反したことが起こった場合には買い戻し特約でやっていくということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 この10年間というのは、10年以内に違反したときにどうのこうのでしょう。だけど10年後はどうするのかということを知っているのですよ。そのあたりの縛りはきちんとやらなければいけないよということ。

○国吉広典保健衛生統括監 買い戻し特約の条項は民法第580条で、この期間ですね—10年間というのは、民法の規定で10年を超えてはいけないと定められておりますので、それに基づいてこの特約条項は10年間としております。民法がなぜ10年になったかというところまでは。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり10年間に違反があったらどうということであって、10年後については何の担保もないということですよ。だからそのあたりはどうするのかということをしつかりやってもらわないと困るのですよ。例えば、今問題が起こっている那覇市古島の財団法人郵便貯金住宅等事業協会の団地、あそこが県から買い取るときに開発するということでの目的で買い取ったわけでしょう。ところが老朽化するのをどんどん待つような感じで、結局はそこに住んでいる人たちを追い出すような形になって、今騒ぎになっておりますよ。それと同じことが起こり得るのではないかという思いがするのですよ。10年後はどうなるのかということ、やはりそのあたりをしつかりと県は契約書の中にきちんと協定を結んでいくとかという方法をとらなければいけないと思えますよ。

○平順寧医務課長 先ほどから—国吉保健衛生統括監も申ししているように、買い戻し特約というのは民法で10年が最大限ということ。10年後と今言っているのは、2つのことを言っているのかなと思っています。例えば福祉保健部が10年後にそういう—10年間は我々は一つの目安として看護師養成をきちんとやってもらおうということでございます。それは10年後にこの看護師養成の状況がどうなっているかというのは、それはまたそのときの状況を見ながら県がど

うしていくのかということになろうかと思えます。その時期にならないとちょっとわからないと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 では、この学校法人との契約は10年間ということですか。

○平順寧医務課長 学校法人として定款に基づき、この新たな学校を設置するわけですので、この契約上は10年という形ですが、要は学校法人としては厚生労働省に申請した形ですので、それはきちんとやっていかなければいけない。それが、学校法人ですから営利企業みたいな形で土地の—これでもうけるとかどうのこうのというのは、我々としてそれは学校法人の業務の中には入っていないだろうと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 それは、その気持ちはよくわかりますよ。でも本当に10年後にどうなるかというのは、だれもわからないわけですよ。そこでしっかりとどうするのかということ、別の契約を結ぶとかやらなければいけないと思うのです。だって事実、県が売買した—そういう問題も、今、裁判ざたにもなっているような状況でしょう。

○宮里達也福祉保健部長 基本的には、先ほどからの10年の契約というのは民法とかいろいろな状況の中できちんと適正な案となっていると思えます。10年後にどうなるかというのは、もちろん定かではないところも当然あるのですが、ただし、学校の運営というのは、人を預かる特別な法人として認可されるわけですから、そんな生易しい話ではないと私は理解します。

○渡嘉敷喜代子委員 これは県の責任のとり方の問題だと思うのですよ。そして、県が民間に移譲したわけですよ。民間に経営させたわけですよ。確かにそれは看護師を養成するための学校です。これが県がやっているのならば、10年後になっても、学生が少なくなってもそれは運営していく、看護師を養成していくという、そういう立場で貫いていく、何名になろうともできるけれども、民間というのはやはりそれなりの利潤が上がらなければやっていけないわけですよ。だからその10年後についてはどうするのかと、買い戻すというそのあたりはどうなのですか。県が学校をやるかどうかということもはっきりと出せるのですか。

○平順寧医務課長 こちらがあれば、こうだろうという形より、我々は今

きちんと看護師養成をやっていたらこうということで、運営費もあげて、そういう計画でやっているわけです。そういう中で、途中途中でいろいろなことが起こりうる、それはそのときにきちんと考えていかないといけないと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 それ以上のことは出てこないのかな。納得いかないのですが、そのときそのときの対応ではいけないのです、医務課長、福祉保健部長。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から執行部に対して県立浦添看護学校民間移譲後の県の対応方針については、法律上の制約や場当たりの対応ということではなく、過去の議論や意見書提出等の経緯を踏まえ、しっかりとした県方針を整理し示すよう指導がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

垣花芳枝福祉企画統括監。

○垣花芳枝福祉企画統括監 この看護師の養成については、沖縄県としては最大の懸案ということでこの間も取り組んでおります。ただ、先ほど一もう契約の件は申し上げますが、この10年一譲渡した後につきましても、毎年毎年どういう運営状況なのか、きちんとこれが進まされているのかということについては、確認をするということが仮契約書の中に定められております。それから10年後はどうするかということにつきましても、先ほど来、学校法人がどうなるのかということの議論がございますが、法人であるということは公的な責任を持ってこの業務を行うということで、これは行っておりますので、そういう意味では学校法人としての監査も受けていくことにもなります。もう一つは、学校法人であるということは利益事業はできません。これは制限されております。できるのは公益事業です。公益事業については、これは学校運営の資質をさらに上げるために一公益事業を行うということは学校法人としての役割がありますので、そこについては法律的な足かせが入ります。それをさらに10年後の、さらにそのときに営利企業という場合には、現在の学校教育法が変更されない限りは、同じような方針でこのところは制限をされてきますので、県としてはその法律に基づいて学校法人としての役割をしっかりと果たしていただくということを毎年毎年チェックを行い、なおかつ学校法人としての監査を行

い、そういうことで体制を確保していくと。

さらに運営については、この運営の危機に陥らないように、それで運営費補助というのが国家的に、このような補助—この私的な補助をするということは、いろいろな議論の中で私的な補助を入れておりますので、そういう形で財政的な支援を行う。さらに看護師の需給については、これは県が需給の動向を調査いたしますので、当然その件については県内の看護師養成校と意見交換を行い、先ほど申し上げましたが、この処分に向けていろいろと御意見をいただいたことの議論をする、個別な課題について深めていく、どのようにこの課題に対応していくかなどを協議するための関係者との協議会を設置しておりますので、その中で常に確認をし、一つ一つ課題の整備、課題の解決に努めていくということとをずっと申し上げております。ですから先ほど、学校法人の責任について疑問が—今後どうするのかということとやっていると、学校教育法であるとか、いろいろな法律の精神をどうするのかということとを聞かれているということになりますので、なかなか答えにくいというのは、そこら辺にかかっておりますので、そこは御理解をお願いしたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 それは県の責任でもって監査をしていく、運営がうまく行くようにそれは手だてをしていく、それは当然のことですよ。看護師を養成するその専門学校—県立を民間移譲したわけだから、それだけの責任はあると思いますよ。でも10年後は、そのときそのときで対応しますというようなことでは、私は納得できないのですが。

○垣花芳枝福祉企画統括監 そのときそのときという—その表現の問題はありますが、今申し上げたところの基本を—県の行政機関としての基本をしっかり果たしていくということがまず1つ、これが一番の基本だと思っています。その中で先ほど、そのとき、そのときと申し上げたのは、さまざまな課題がいろいろな情勢で起こった場合だとしても、しっかりとこれは対応していきますということとを申し上げたということです。

○渡嘉敷喜代子委員 民間移譲しているのに県の機関としてというのはおかしいのではないですか。今、垣花福祉企画統括監は県の機関としてそれは支援していきますという言い方をしたけれども、これは民間移譲されたわけでしょう、民間でしょう。移譲されるわけよね。

○垣花芳枝福祉企画統括監 今申し上げたのは、県が行うべきことについては、

先ほどの契約については仮契約の内容に基づいてしっかりと役目を果たしますと。それから民間移譲後の学校法人として学校経営をしていく場合においても、そういう役割をしっかりと果たしますと、県としての役割だということを申し上げているのであって、民間の役割を果たすということは申し上げておりません。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、審査日程の変更について協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

質疑の再開の前に、審査日程の変更についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

審査日程の変更については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、審査日程の変更についてを議題といたします。

12月8日の委員会において決定した審査日程では、次回は、12月12日 月曜日の午前10時に本委員会を開催し、議案及び陳情等の採決を行うことになっておりますが、先ほど協議いたしました福祉保健部及び病院事業局関係の請願及び陳情については慎重に審査する必要があることから、この際、審査日程を変更の上、新たに日程を追加し、12月13日 火曜日の午前10時に本委員会を開催し、福祉保健部及び病院事業局関係の請願及び陳情の審査、議案及び陳情等の採決を行うことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 私はこれまでの議論を聞いていて、県立浦添看護学校の廃止と、もともと県政に求めていた通信制とか、看護師への修学資金の拡充とか、それが取引材料にされた。ここがとても問題だということ指摘したいのです。それで去年の文教厚生委員会審査についても、文教厚生委員会審査を越えた修学資金の金額が出てきたり、一部の会派の議会外でのやりとりが公に決められていくということに対してこれは本当に議会無視ではないかと。そして民主的な手続を踏んでいないという執行部のやり方に厳しく指摘をして、二度とあってはならないという立場で臨んでいただきたいと一前もやりましたがね、やはりこれは再度指摘をしたい事項です。

お尋ねします。看護師の確保の見通し、何年間で一3カ年で213名まで減るということを行いました。県政として看護師需要というのは、これからますますふえるだろうと。7対1看護体制を県立病院に入れても、さらに3対1看護体制とか、医療の現場というのは国の制度そのものがもっと看護体制を厚くと、福祉の分野、介護の分野がふえていくことが予想されると思うのですよ。それで何年間で充足をして、その後、安定的に維持するという線を何年後と見ているのですか。

○平順寧医務課長 我々は、第7次看護職員需給見通しということで平成27年度までのものをやっているわけでごさいます。平成23年の段階での513名の不足について、平成27年については198名という見通しを立てているところでございます。

○西銘純恵委員 第7次看護職員需給見通しというのは、今の新しい情勢に沿ったものではないというのははっきりしていると思うのですよ。見直しそのものが求められていると思うし、それで県立看護学校というのは、県立として一公立であるというからには、やはりその見通しがきちんと安定的確保ができるまで県立の存続意義があると思っているのですよ。だから、それが見通しが立つところでどうするかということが、存廃を考える提案をするところになると思うのですよね。だけど、そういうのがないままやっているということについて、

まだ平成27年で193名—新たなものでお尋ねしているのですがね。皆さん、見直しといたしますか、第7次計画と言いましたが、これから平成27年までに193名になると言いましたが、3年後、4年後ですよ。だから少なくとも新たな看護体制、そういうものを見越してどれだけの年間の必要—充足数といたしますか、これを立てるべきだと思うのですが、それについてはどうですか。

○平順寧医務課長 我々はこの第7次看護職員需給見通し—いわゆる一つの見通しでありまして、これも供給手段については非常に厳しい数字を入れながらやってきております。ですから、実態を通して実際に7対1看護体制を希望するところをすべて盛り込んであります。ただ、何といたしますか、不足という数字の中でも7対1看護体制の病院はふえ続けているという状況がございますので、実態としては卒業生もどんどんふえてきますので、720名という形でふえてきますので、我々はかなり改善していく傾向にあると見ておりまして、次の見直しについては第8次の看護職員需給見通しの時期にやっていきたいということで、平成26年あたりのところで国の方針が出てきますので、そこら辺を踏まえて見直しの作業に—いろいろな調査に入っていくということになると思います。

○西銘純恵委員 ふえるということをおっしゃったのですが、就労年齢というのがあるのですよ。だから減るといこともきちんと見越して、これは計画そのものをやらないといけないし、また医師の分野に看護師の仕事がふえていくというようなところも、今、いろいろな意味で見直しがされていると思うのですよ。だからそういう意味では、やはり専門的な看護師をどう育てていくかというのは、まだ県の一公立の果たす役割は消えていないし、ますます責任があるという立場でお尋ねします。市町村立、県立—公立の看護学校がある都道府県、全国でどれだけでしょうか。

○平順寧医務課長 3年課程での看護学校、昨年度の9月時点での調査では、学校数が483校、そのうち公立が163校、その公立の中で県立が59校と。その他が320校ですね、学校法人とかいうものがありますので、そういう内訳だと。合計としては483校ということになります。

○西銘純恵委員 県立が59校という答弁を受けましたが、1カ所以上の県立があるということによろしいですか。

○平順寧医務課長 まず、九州各県で県立があるところは、佐賀県、鹿児島県、沖縄県だけです。あと、ゼロのところもいろいろありますが、北海道とか岩手県が3カ所。茨城県、栃木県が2カ所。それから千葉県、神奈川県が3カ所、東京都が7カ所。それから静岡県が3カ所、愛知県が2カ所、滋賀県が2カ所等々です。

○西銘純恵委員 公立が163校ということは、市立を含めて一都道府県立が163校ということは単純に、47ですか、割っても一いや、先ほど、県で3カ所しかありませんと言ったけれども、それ以外に多分、公立を持っているということで、県立がないということなのですよ。そうでしょうか。九州各県の話をしたので、県立がない県では市立—公立はありますか。

○平順寧医務課長 九州各県では、例えば福岡県が2カ所—県立ではないのですが、これは市町村立ですね。それから佐賀県が1カ所が県立、それから1カ所が市町村立。長崎県が2カ所が市町村立、熊本県が3カ所が市町村立、大分県が1カ所が市町村立、宮崎県が1カ所が市町村立、鹿児島県が2カ所が市町村立で1カ所が県立という形です。

○西銘純恵委員 483校—看護学校が全国である中で、九州各県だけ見ても公立というのが存在しているわけですよ。複数あるわけですよ。それで、沖縄県が看護師が足りなくて早く養成してほしい、足りないといわれている中で、公立を廃止する理由というのはあるのですか。そこがずっと今問われていて、まだ県立の存続をする理由もあるし、責任もあるのではないですかというところで私は慎重に審議をしてほしいということをしているのです。責任はもうないというのですか。どうですか。

○平順寧医務課長 県としては、医師を始め看護師の確保については全県的にそれをいかに確保・推進していくかというのは当然の責務だと思っておりますし、その離職防止対策とかいろいろな形の役割という形で、そこら辺については強化していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 民間との違いというところで聞きたいと思うのですが、入学金、授業料ですね。県立でやっているときと、次年度で出てきますけれども、比較して説明をお願いします。

○平順寧医務課長 次の湘中央学園の募集要項では、1年次での入学料、授業料、実習費、施設整備を合わせまして95万円、それから2年次が授業料、実習費、施設整備を合わせて70万円、3年次も同様に70万円ということで、現在の県立浦添看護学校は3年課程の1学年が24万8000円、それから進学課程ですが、そこが1学年11万8800円ということになっております。

○西銘純恵委員 授業料が、新しい民間学校がこの95万円—入学金を入れて、これが10年間維持されますか。保障がありますか。

○平順寧医務課長 これは学則できちんと決められている内容ですので、いろいろな変更とかいうものがあれば、指定—認可を受ける、国とかですね、そのきちんとした認可を受ける形になります。

○西銘純恵委員 認可を受ければ変更はできると。県が変更をする—この金額についても、県立と民間の違いということで数字を出してもらったのですが、この95万円にとどまらないというところも私は危惧しているわけですよ。それで県として、この金額にとどめるという何らかの縛りを相手とやっていますか。協定でも結んでいますか。

○平順寧医務課長 我々が縛りをかけているというのは、要は引き継ぐ学生の分でありまして、その後の運営について、やはり民間学校での判断でそこら辺は運営していかないと。ただし、教育課程とかそこら辺については、国の報告とか指導とかですね、そういったものをきちんと受けていくということになります。

○西銘純恵委員 現在、民間で最高額の学費をとっているところは幾らですか、全国で。

○平順寧医務課長 全国については資料がないのですが、県内では1学年で比較しますと100万円というところがございます。

○西銘純恵委員 ですから、民間というのは経営を成り立たせていかないと民間学校の存立ができないので、どうしても学費に頼るということになるわけですよ。だから先ほど言ったように、縛りはできないと、許認可を受ければ幾らでも上げられると、150万円でもやろうと思えばできるということではあり

ませんか。違いますか。

○島袋富美子医務課看護専門監 看護師養成所の授業料等については、特に規程とか規則で金額の縛りはございません。

○西銘純恵委員 やはり私が危惧しているところが、この授業料について最低幾らで抑えることができないということが一番のかなめではないかと思うのです。向こうの学生の募集要項に、では奨学資金がありますというのを載せているのですよ。独立行政法人日本学生支援機構とかいろいろありますが。ただ、独立行政法人日本学生支援機構は保証人がいないといけないし、そして給付制がないのですよね。では、本当に所得が低くて返済が厳しいという皆さんが借りるのは、県立の看護師修学資金になってくると思うのですよ。看護師の修学資金は幾らでしょうか。この募集要項には月額3万2000円第一種奨学金と書いてありますが、そうでしょうか。

○平順寧医務課長 県の看護師修学資金は先ほども少し説明したのですが、公立であれば3万2000円、民間立であれば3万6000円ということでございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、県の修学資金を借りたら、200床以上、急性期病院に就職したら返済をしなくていいと。でも、最初から給付制ですよという定めがないというのも、返済ということを入れてなかなか申し込みをすることができないということもあるということは指摘をして、この給付制も当初から含めるべきだと、これから創設をすべきだという立場をとるのですが、これについても答弁いただきたいと思うし、そしてこの3万6000円というのが、年間幾らでこの一県立の場合は学費が24万円余りですよ。ですから、3万2000円やっても多分おつりがきたのです。県の修学資金を借りて、学費に充ててなお何らかの経費として手に持てるというのが3万2000円だったわけですよ。民間になったときに、95万円払うのにこの月額3万6000円の借り入れをやっても年額でどれだけの差額が出るのでしょうか。その差額について、そもそも一本当に周りで入学金を借りるところがない、生活福祉資金を借り入れにいったが保証人が全然見つからない、借りられないという人がたくさんいるのですよ、この皆さんが。だから本当に月額の額を確実に95万円まで払えるような額に引き上げるかどうかも含めて、そうしなければ実際はこの月3万6000円で絶対に足りない、何らかのお金を準備しないとけないという問題が生じるわけですよ。それをどのように解決をする考えなのでしょうか。

○平順寧医務課長 沖縄県の看護師修学資金は、授業料相当分も第二種という形で70万円を上限に、借りられる仕組みをつくっているところでありまして、先ほど言ったものは第一種です。第一種と第二種も両方借りられる仕組みにしてあるということですので、そういう形で本当に困っている方々について、そういう形で支援をしていけるのではないかと思っております。

○西銘純恵委員 第二種と第一種の借り入れの比率—第二種というのは、何か条件はどう違うのですか。

○平順寧医務課長 第二種の条件とかは一両方借りますか、あるいは片方借りますかという形ですので、第二種の修学資金は授業料、施設整備、実習費に相当する金額ということで70万円を上限という基準を設けております。

○西銘純恵委員 これは併用でやっているということですね。実際、併用の割合というのは高いのでしょうか。

○平順寧医務課長 済みません、併用の数値がなくて、第一種と第二種の人数で答弁したいと思いますが、これについては確認させます。第一種については一全体で241名が借りておりますが、その中で併用になった方は1人ということでございます。

○西銘純恵委員 規則を見ても70万円というのがなく、何に基づいてこの第二種というのかちょっとわからないのですが、ただ、併用されている人が1人しかいないということは、やはりこの民間譲渡をしていくというときに奨学資金が足りないだろうというところで検討した場合には、全く機能していないと思うのですよ。だからそこについては併用ができるような仕組みをとる、そして給付制についても当然、導入しなければならないと私は思っているのですよ。免除規定があるのに、当初から給付しますということも入れて悪いことがあるのですか。給付するというのを創設できない理由というのはあるのですか。

○平順寧医務課長 基本的に県内の看護師—今回、条例改正をしたのは、県内で就職をしたら免除すると。県外に出て行ったら返還していただくということですので、できるだけ県内に残っていただくという考え方もございますので、

今の条例の形で、県内でできるだけ人を確保するという方向で考えていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 でも給付制の中に条件づけというのは十分にできるし、今のは理由にはならないと思いますので、それは検討していただきたいと思います。

次に移ります。土地、建物を一体として議案にしていけないのですが、この議案提案の根拠、条例は何に基づいてやっているのですか。

○平順寧医務課長 県の条例で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づくものでございます。第2条ですね、この法というのは地方自治法のことです。「法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限るとというのが括弧書きでありまして、「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。」という条文でございます。

○西銘純恵委員 この条文で、どうして県立浦添看護学校の土地が外されているのですか。議案になっていないのですか。

○平順寧医務課長 土地については、1件2万平方メートル以上のものに限るということになっておりまして、現在、県立浦添看護学校の土地は約1万1000平方メートルということで、それ以内で該当しないということでございます。

○西銘純恵委員 条例文は、土地については括弧書きしているのですよね。括弧書きをされているということで、私は土地が単品でこの土地だけ売りましょうというときであれば、2万平方メートルが縛りになると思っていますのですよ。ですから、土地・建物がすべての動産も不動産も含めて一体で売却されるときには、7000万円以上ということで土地も、もちろん建物も議会の議決に付さなければならないと私はこう解釈するのですが、皆さんが土地はやらないという解釈の根拠は何ですか。

○平順寧医務課長 これは我々の公有財産管理運営委員会にもかけていろいろやっておりますので、土地についてはこの条文の読み方は7000万円以上かつ1件2万平方メートル以上のものに限るということで、これについては条例にか

かるものが何かということについては、県庁内部でもいろいろと調整をしまして建物にだけがかかるということになったということでございます。

○西銘純恵委員 今、土地については「かつ」と言ったのですが、条例の中にはそんな文言がないのですよ。だから条例をどう読み取るかというところで私は聞いていますので、土地については「かつ」なんて言わないで、括弧「土地については」というものについて解釈する根拠を示してほしいのですよ。

○平順寧医務課長 この条文は、予定価格7000万円以上の不動産という前提条件があるわけです。ただし、括弧については「土地については1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る」というこの条文の解釈に基づいて、今回の議決について県内部のすべての調整を経た上で建物のみがこれに係るということになったということでございます。

○西銘純恵委員 皆さん、法令解釈については厳格に、厳密に検討をしなければいけないと思うのですよ。解釈している根拠、政府が出している解釈の大小について私は質疑をしていますから、それを答えてもらえませんか。

○平順寧医務課長 この条例は地方自治法施行令に基づいて内容があるわけですが、この施行令では別表に基づいてやりなさいとなっております。この中で土地については、その面積は都道府県によって1件2万平方メートル以上であってかつ7000万円以上であるという別表になっているわけでございます。

○西銘純恵委員 私は、土地・建物不離一体のものについてどうなのかという質疑をしていますので、それについても明記されているのかどうかお答えください。

○平順寧医務課長 これは我々が普通財産の売り払いに係る総務部との調整の中で、別々のものであるという判断に基づいてやっているものでございます。

○西銘純恵委員 私は今の説明では納得できないですね。きちんと法解釈や条例について、それなりの一政府もそうですが、解釈について明確にされている部分があると思うのですよ。それを示してもらいたいということで、示すことができないということは、示せるまで前に進むことができないと思っているのですが、どうでしょうか。総務部一財務ですか、そこにきちんとそこを聞かれ

ているということで調べたらどうですか。不離一体だから別ではないかと私は言っているのです。

○平順寧医務課長 売買契約においては一仮契約においては、土地は幾ら、建物は幾らと別々の形でやっているわけです。金額を出しているわけでございまして、それぞれ別の形での売却ということでございます。

○西銘純恵委員 売買契約が別だから別なのだと、土地は議会に諮らないよということですか。ということは、売買契約をあえて分離して、相当高額になる土地の売買について議会の審議を経ないで決定をするという意味が逆にあるのかと問われますよ。

○平順寧医務課長 そもそも土地については、その施行令、条例においても2万平方メートル以上のものに限るという形になっておりますので、その要件に該当しないということでございます。

○西銘純恵委員 私が聞いていることに答えきれていないものですから、これはですね、大変重要な問題なのですよ。全国でこういうことについてきちんと法解釈について出されたものがありますので、それを明示してもらいたいということで、これは去年の12月議会のときにもこれから財産の処分が入るでしょうと、それで土地については議会の議決を経ないと、2万平方メートル以下だからということを一たび、福祉保健部でやりとりしています。でも、これは根拠はないと、根拠を示してくれということもずっと言ってきました。だからそれをきちんとそういうやり方でやるという一明記されたものがあります。それを示してほしいということです。

○平順寧医務課長 条例上も不離一体ということで書いているわけではないわけですので、そう書いている以上は別々のものということでございます。

○西銘純恵委員 解釈は幾らでもできるものだから、不離一体という解釈でやると議会にかけないといけないでしょうということを私が主張しているわけでしょう。今の答弁では、それを覆すことができないのですよ。そこを聞いているのですよ。明記されているのがあるのではないですか。どんな解釈でもできる条例になっているのではないの。議会にかけてということは言えるわけですよ。それに対してきちんとあるのですよ、どういう扱いをするというのは。そ

ういうのも持たないで皆さんは提起しているの。それを聞いているのですよ。私は不離一体だから、議会に土地もかけるべきだと思っているのですよ。それを覆す根拠がないから。

○平順寧医務課長　そもそもこの条例の中に不離一体という言葉がありませんので、不動産それぞれのものの売買であって、土地については1件2万平方メートル以上に係るものに限るということで調整されているわけでございまして、これについては公有財産管理運用委員会にもかけていただいております。

○西銘純恵委員　説得できないでいるのですよね。この日本語の条例の括弧つきというのをね、皆さん見てくださいよ、国語の文章で。括弧つき土地についてはといたら、土地だけはということもとれるし、土地はいつでも2万平方メートル以上ですよととれるし、どんな解釈でもとれるわけですよ。だからこのとれる—どういう解釈でもできるよと、だけどそれをどう規定しているということを明確にされたのがあるのですよ。それを示してほしいといっているのですよ。

○垣花芳枝福祉企画統括監　地方自治法の施行令の中で、第121条の2で、契約の種類ごとに別表の上段に定めるものについて、その下段の金額に対応する場合は議会の議決を要するという規定になっています。その別表というのが「不動産若しくは動産の買入れ、若しくは売払い」ということなのですが、不動産の中には土地も建物もいろいろと種類があるということでございます。ですからその中で、土地については、都道府県においては面積が2万平方メートル以上、指定都市にあっては1万平方メートル以上、市町村にあっては5000平方メートル以上ということで書かれております。これが上段の契約にそれぞれの種別ごとに定める金額として定められているということです。ですから、今回のものも土地と建物を処分するわけですが、土地と建物で—それぞれで要件に該当するかという判断のもとに、条例に基づいて議会に議決の提案をさせていただいているということです。

○西銘純恵委員　土地・建物を1つにして議会にかけるということとはできないということが第121条の2にあるということですね。

○垣花芳枝福祉企画統括監　いえ、できないということではなくて、この規定がないということです。そもそもその規定がないということです。

○西銘純恵委員 皆さん、私も今手元に、すぐ出てこなくて明示できないもの
ですから、準備はしていたのですが、地方自治法についても皆さんは地方財務
問答集というのを使っているでしょう、地方財務問答集。それにはもう明記さ
れているので、それを示してほしかったのですよ。だからそれをやらないので、
堂々めぐりをやるので—それを出してこないから、何でかずっとやっているわ
けですよ。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から執行部に対して当該問答集の該当部分の写し
を準備するよう依頼があり、執行部から準備する旨回答がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 次に、県立浦添看護学校、どのような物件がありますか。土地、
建物、工作物、そして附属の物件は何件で結構ですが、大まかなものについて
も説明をいただけますか。

○平順寧医務課長 まず土地と、建物については体育館それから旧医療福祉セ
ンターの建物と校舎—平成4年に増築した校舎です。それから工作物としては
駐車場とか門とかいろいろありまして、24件あります。件数としては、工作物
は24件ということになっております。あと備品等については、1467備品がござ
います。

○西銘純恵委員 その4種類ですか、財産の台帳価格として、それぞれどれだ
けになっていますか。

○平順寧医務課長 土地が公有財産台帳では5億770万3000円、それから建物
—校舎等ですが、これが8億2833万4000円、それから体育館が8385万3000円、
それから工作物の24件の合計が5530万4000円でございます。備品は現存価格と
して1869万5450円となっております。

○西銘純恵委員 合計で15億円ぐらいの台帳価格になっているのですが、この

売却で土地の問題もね、坪単価 9 万 7000 円という鑑定評価書も一後で少しだけ触れたいと思うのですが、やはり現況の不動産取引との関係で本当に安く売っているのではないかということをととても疑問視しているのですよ。土地以外に、まず工作物と備品についてお尋ねしたいのですが、皆さんが譲渡に関する基本協定書を結んでいますよね。平成 21 年の 4 月 28 日に結んでいますよね。このときに、資産の譲渡等について明記していますが、資産についてどのように譲渡するかということの説明をいただけますか。

○平順寧医務課長 第 6 条ですね、基本協定のところです。「資産並びに建物その他の土地の定着物及びその建物に付随する工作物について、原則として契約時の時価により譲渡するものとする。3 甲は、乙が譲渡を希望する機材機器等備品について、原則として帳簿価格で譲渡するものとする。」というようになっています。

○西銘純恵委員 今度の譲渡価格で工作物 24 件、5500 万円という台帳価格ですが、備品も 1467 件、1800 万円、これはどれだけで契約をされたのですか。表に出ていないものですから、それも知りたいと思います。

○平順寧医務課長 今回の鑑定評価書の中には、土地と建物のそれぞれの中に工作物が入っているという状況になっています。明確に区分けされている—この個別の名称が出ているわけではございません。

○西銘純恵委員 鑑定評価書の中に工作物とか、そういうものが評価されていなかったと思っているのですが、そこら辺は説明をいただきたいと思います。

○平順寧医務課長 これは鑑定評価書ができた段階で鑑定士の方から、例えば工作物の駐車場とかそういったものは土地に入っていますとかですね、そういう話になっていまして、この鑑定評価書の中にそういう区分けをされているわけではございません。

○西銘純恵委員 私が聞いているのは、この大きな物件なのですよね。時価評価でも相当高額だと見ているのですが、これが評価の中で土地の中に何々が入っていて、そこも加味してどれだけだというのはなかったと思っているのですが、土地は土地だけで、道路との関係とか周りの住環境とか、そういう鑑定はされていたと思うのですが、鑑定評価書に、そこに工作物何々を入れるものと

するとか書いてあるのですか。

○平順寧医務課長 対象不動産、建物の個別要因というところでは、附帯設備とか外構工事というようなところの中に、給排水設備、給湯ガスとか、いろいろ—駐車場、土間コンクリート、側溝とか花壇とかですね、そういった—等という形で文言が入っているということで、具体的には鑑定士の方から、この建物と土地の中に入っていますという説明を受けております。

○西銘純恵委員 鑑定評価書の中にも明記されているということですよ。どこかぐらいはちょっと教えていただけませんか。

○平順寧医務課長 すべての名称が入っているわけではないですが、例えば南西不動産鑑定所であれば14ページのところですね。影響を持つ個別要因—こういったものも影響要因としてやりましたということになっているのだらうと思います。

○西銘純恵委員 確かに、附属設備の記載はあるのですよね。だけど、それが評価の中に積算として一価格の中に入れていない記載は全くないのですよ。だから金額的に価格の中に出されていない、そうではないですか。

○平順寧医務課長 これはそもそも鑑定士の方が、いわゆる建物を評価するときに再調達原価とかいろいろあるかと思えます。そういった中にこういったものが含まれておりますという説明がありました。

○西銘純恵委員 私が、そもそも今の工作物や備品の問題について指摘したいのは、そういう物を売るときに、県が独自にどう評価するか、これだけの物件—15億円の台帳価格のあるものを県が独自に評価するのが当然だと思っているのですよ。例えば個人が物を売るときにも、自分で取引価格が大体どれぐらいであるということをやった上で専門家の人にどうですかと投げるわけでしょう。それを県はやっているのですか。

○平順寧医務課長 不動産の鑑定業務は法律によって鑑定士のみが行うという形になっておりまして、ほかの者がやるのが禁じられております。したがって、鑑定業者に依頼しているところでございまして、県庁内に鑑定士がいるわけではございません。

○西銘純恵委員 鑑定士を置きなさいということは言っていないのですよ。この評価について、工作物は5500万円、1800万円あるけれども、備品なんかもあるけれども、これは大体7割とか8割とか、このように売却しようねとか、そういう専門的にみずからが検証していない、検討していないのですか。全く業者に丸投げなのですかと聞いているのです。

○平順寧医務課長 そもそも公有財産台帳の金額についても鑑定評価した金額ではございません。減価償却がどうなっているかという一建物がだんだん数値が上がっていきっておりますので、それはまさに今建てた場合の金額に近いという形になっておりますので、実際の鑑定評価額とは乖離がありますので、売却についてはどうしても鑑定評価してやるほかはないということでございます。

○西銘純恵委員 例えば、備品なんかでも30万円の資料展示装置などが一入れたのが1993年かな。30万円が3万円と、1割という評価をやっていますよね。これは通常取引価格で可能な一台帳価格になっていると思うのですよ。だからそれを売却をするときに、大方どれだけという県が評価をしない、どれだけでやるということがないものを、ただ鑑定士に土地・建物—それもみんなひっくるめて投げるといふところは、とてもじゃないが納得できないですよ。

○平順寧医務課長 備品は契約の中に入れていたわけではございません。これから、要るもの、要らないものという整理の中で契約するわけでございます。

○西銘純恵委員 皆さん、財産を購入するときも、県が購入するときもできるだけ安いように購入するわけでしょう。売却するときには、できるだけ高くというのが—これは民間もそうですが、皆さんは法にきちんと基づいて自治体の仕事をしているのではないですか。地方自治法にきちんと皆さんの仕事、事務が定められていませんか。第2条に何と書いてありますか。

○平順寧医務課長 午前中に説明した内容だと思うのですが、例えば複数のところに用途用途も決めないで売る場合については競争入札—1番高いものにしますと。特定の団体に売るとなると競争入札はかかりませんので、鑑定評価して行うほかはないということでございます。

○西銘純恵委員 皆さん本当に、公務員として住民の福祉の増進に努めるとと

もに一地方自治法第2条の第2項の第14号ですか、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというものは、皆さんはいつも常に自覚して仕事をしていると私は思っているのですが、今の鑑定丸投げということ自体が、そういうものがないと思っているのですよ。そこは厳しく指摘をします。

それで鑑定評価の中に入りますが、学校用途ということで、通常土地の売買であれば分筆してどうこうしてとしない—この買い手がいないと、なかなか見つからないような1万1000平方メートルの土地なのです。でも、目的を明確に学校用地とやっているのですよ。学校用地として学校を経営する側が買うときには—見てください鑑定評価書—ニライカナイ・アセット・コンサルティングの29ページ、こう書いてあるのですよ。「最有効使用は現状どおり学校である」とあるわけでしょう。そうしたら現状どおり学校を経営するところが買うとなれば、通常鑑定より—住宅とか何とかではなくて、もっと高く売れるのですよ。わかりますか。学校に使われているそのものを学校がしか買わないというときには、評価はプラスアルファが出てくるものなのです。これはわざわざ鑑定書に書いているのですよ。最有効使用は学校だと書いてあるのに。だったら学校が買うときには、プラス評価の—マイナスではなくてプラスして計算されていないのですよ、この鑑定書は。学校が使うのには最高だと書きながらどうして、規模が大きいことにより総額がかさむとか、市場性が減退する程度を考慮して35%減額をするとか、こんな鑑定書をそのままのみにするのですか。問題ですよ。

○平順寧医務課長 鑑定書については朝から申し上げておりますが、国が定める不動産鑑定評価基準に基づいて、法律できちんとその責任が明確になっている鑑定士が鑑定した評価書ですので、我々は公平性と信頼の上、その業者を選定してやっているものでございますので、公平な立場からやったものと認識しているわけでございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から執行部に対して、執行部からの提供資料—不動産鑑定評価書の内容に基づき質疑をしているので、適確に答弁するよう指導がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

平順寧医務課長。

○平順寧医務課長 この29ページには、建物及びその敷地の最有効使用と、建物用途は学校であると、こういう形で書いてあります。32ページに、土地・建物の使途としての市場性の要因というのがありまして、「建物の老朽化が進んでいるためにリニューアルコストが相当かかることが見込まれるため、相対的に需要が劣るほか、学校という用途は店舗や事務所などと比較して収益性にやや劣る」と。また、「少子化という面から、将来性において不安要素があるため市場性が劣る」ということで市場性減価ということになっているわけでございます。

○西銘純恵委員 市場性とは何ですか。学校として買うというところを相手にしているのですよ。例えば「買いませんか」ということで市場に丸投げして、「どこか買い手がありませんか」という話とは違うのですよ。学校として買いますという業者がいて、そこに学校として売るというのであればプラスアルファして当たり前ではないですか。だからプラスアルファするというのは31ページにもあるのですよ。マイナス35にしているということが一矛盾していることが書かれていると私は指摘したいのですよ。こんなものも検討しないの。鑑定士は不正はしない、公正にやっているといっても沖縄県は何もやらないのですか。県民の経済性を発揮するために努力しないのですか。私たちがこれをもらったのはわずか何日か前ですよ、皆さんはずっと前にもらっているでしょう。そうしたら独自にいろいろと検討すべきでしょう、この鑑定はどうなのと。鑑定書を見て自分たちで逆に決められるのではないですか。鑑定の仕方があるので、みずから判断できない県は問題ですよ。できない理由があるのですか。

○平順寧医務課長 要は、市場性の減価を一修正をやっているわけですね。その理由が32ページにあって、市場性というのは収益性とか、そういう店舗とか事務所とかお店とかですね、そういったものより収益性が劣ると。それから少子化という面からも、将来性において不安要素が残るため市場性が劣るということございまして、そういうことで減価しますという形で鑑定士から説明を受けているわけでございます。

○西銘純恵委員 説明はいいのですよ。県としてきちんとせつかく専門家が鑑定したものがあから、これを参考にして沖縄県としてどういう観点でこの売却をするかということ独自にできないのですか。やってはいけないという法律があるのですか。鑑定書に従いなさいなのですか。

○平順寧医務課長 我々としては、公平な立場から鑑定士が評価した積算価格というものが適正ということで、県の事務処理要領に基づき、2者による鑑定結果の平均値を処分予定価格としているわけでございます。

○西銘純恵委員 公平という表現をしたのは問題があると私は思うのですよ。沖縄県は売る側でしょう。売る側は何で高く売ることを考えないの。何が公平なのですか。高く売る立場でやって、相手がノーというのですかということなんですよ。できるだけ経済性を発揮して最大の価格でやりなさいということをやめるのだから一何でもみんな県民の税金ですよ。県民の税金は出すときには少なく、入れるときにはきちんと根拠があるのだから、そういう検討を県自身がなさないというのは問題ではないですか。

○平順寧医務課長 使途の用途が決まっている建物というのは、この市場性とかそこら辺に影響してくるということでございまして、そういう説明も受けております。そういう一この不動産鑑定評価基準に基づいてやっているものでございまして、そこに対して我々が基本的にどうしなさい、ああしなさいということも言える立場ではないと。我々としては、その鑑定士一持っている良心と誠実に鑑定評価を行うと法律にありますので、その形の中でやられたものと認識しております。

○西銘純恵委員 私は鑑定評価を参考にして、県が独自にそういう価格を決定するということもできていないということに、もしそれが条例の縛りがあるとかそういうことであれば、そこは問題だと指摘をしたいと思います。そもそも、この当事者が何も検討しない、鑑定書がきたからそれは間違いはないというところに問題があると思っています。

鑑定評価書の33ページに収益還元法による収益価格ということで、先ほど収益がどうなるのかということをおっしゃったので、この件についてもお尋ねしたいと思います。学校として経営をしたときに、営業粗利益というのを年間、民間法人が出した資料に基づいて出していますよね。これを説明してもらえませんか。私はこの営業粗利益で何カ年かではペイできると、払ったお金が回収できるというものが出てきていると思うのですよ。これを説明してください。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から西銘委員要求資料の準備状況の確認がされ、各委員へ写しが配付された。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

平順寧医務課長。

○平順寧医務課長 先ほどの質疑ですが、33ページから学生納付金とか授業料収入、手数料等のいろいろな収入を踏まえつつ、34ページの営業粗利益という形で—こういうことになります—ということの説明を受けたということでありまして、細かい部分は聞いておりません。

○西銘純恵委員 これは年間ですね、この民間法人が7220万円の営業粗利益を得るという試算になっているのです。だから賃貸借契約をやったときに、35ページでは、例えば家賃一月額家賃料ですか、541万円出してということをやっていますが、私は単純にここが事業者だということと考えたら、7220万円の粗利益を単純にかけて、今度の売買価格4億402万円ですか、これはわずか6年ぐらいで回収できるのですよ。言っていることはわかりますか。6年ぐらいで、これだけの価格でやったら、回収できるようなものなのですよ。だから10カ年間、看護学校を経営しますということをやったのに、6年間ではもう出したお金は戻ってくるというところに、もっと県としては県民の財産を、たとえ処分をするという立場に立ったにしても、こんな安い価格で売却していいのかという観点に立ちきれないことがおかしいのですよ。どうですか。

○垣花芳枝福祉企画統括監 先ほどから鑑定評価書の内容の個別の一問一答についての確認になっている関係で、この鑑定評価はすべての項目をトータルとして判定したと、それで鑑定評価が評価書として示されるのです。最後の金額が示されるのです。ですから1つの項目だけ、1つのポイントだけで鑑定するわけではございません。それと、鑑定評価を依頼する場合に、先ほど来お話が出ています条件、要するにどういう不動産の形態であるのか、目的はどうか、購入者は特定されているのかの条件も含めて、これもデータとして不動産鑑定士に提出されますので、それもすべて踏まえて総合鑑定として鑑定士が鑑定書を提出するということです。ですから、先ほどお話が出ました粗利の問題もそうですし、それから収益性の問題もそうですが、いろいろな、すべてのこういった不動産の鑑定基準の示す項目に基づいて、すべての項目を鑑定した後、総合的に評価するのが鑑定評価書ということになっていますので、1つの項目

ごとの議論は非常に厳しいものかと認識しております。

○西銘純恵委員 ということは、もう鑑定評価が出されたら一切それに従いますと。何も考える必要がない、これを2カ所だから足して2で割ればいいと。そのような考えであれば、私は県政に対して県民はこんな仕事をしているのかと逆に批判を浴びると思うのですよ。だから鑑定書に対してきちんと鑑定をした側に、これは矛盾がないの、どうなのということをやりとりを全くやれていない状況でね、私たちは県民の代表ですからこれは一納得できないものは何でもこういうものでやるのと言うわけですよ。だからそのまま鑑定書をうのみにして、提案をすることに納得できないという立場で細かいやりとりをしていますが、それでも逐一ではありません。ですから今、皆さんの立場がわかりました。鑑定書に物は言えないのでそのまま採用しますという立場に立っているということはわかりましたので、この件については終わりたいと思います。

民間に譲渡することによって補助金の返還とか、起債の繰上償還があると思うのですが幾らになるのでしょうか。それは県が払うのでしょうか。

○平順寧医務課長 国庫補助金の償還ですね。これについては、建物に国庫補助がかかわっておりますので、今のところ国とも最終調整中ですが、約1870万円近くになるかと考えております。それから起債の繰上償還ですね、予定額が2223万8266円となっております。

○西銘純恵委員 これも計算をすれば、逆に言えば8000万円とかというのも、4000万円も県が負担するということになるので、実際は4000万円ぐらい買い手負担というね、そういう考え方も成り立つわけですよ。だからいろいろな意味で総合的に、県として県民の大事な財産を譲渡する一私は言いますが、たとえ譲渡する側に立ったとしても、このような検討がきちんとなされていないということを指摘します。

最後にお尋ねします。民間法人の経営状況はどうなっていますか。

○平順寧医務課長 これは、経営の状況については、国それから総務私学課にも提出されておまして、事業実績として一事業損益ですね、平成22年度においては8300万円の黒字ということになっております。

○西銘純恵委員 私のところに声が寄せられているのですが、この学校が赤字であると。そしてその教職員を経営上の問題で一方的に解雇したとかですね、

裁判にもなっていると。そのようなことが情報として寄せられているのですが、皆さん、私は県立で存続をして、看護師の養成のためにやる県立というのは、全国100幾つもある公立の看護学校がある中で、沖縄県が廃止をするということについては絶対に県民の理解は得られないと思っているのですが、その受けていく経営者がどのような状況にあるのかということは、とても大事だと思うのですよ。例えば、この教師の皆さんがきちんと正規で採用されて、そしてスキルもきちんと一力をつけた方が教える学校なのかどうかとか、そこら辺も問われてくると思いますので、それについてお尋ねします。

○島袋富美子医務課看護専門監 学校の運営に当たっては、専任教員というのはきちんとその資格要件がありまして、今回、移譲先の学校が出している専任教員については資格要件をすべて満たして、人数も規定数以上を確保されております。

○西銘純恵委員 正規雇用ですか。

○島袋富美子医務課看護専門監 はい、正規雇用になっております。

○西銘純恵委員 経営は黒字8000万円という見込みということですが、先ほど言った経営的に厳しい状況にあって、職員との関係で解雇問題があったとか、そういうところについては、情報としてはどうなのでしょう。不安定な要素があるのではないかということなのですが。

○平順寧医務課長 これについては、平成17年度からずっと経営の状況を見ておりまして、平成20年度に一時期、事業損益700万円程度というのがありましたが、その後は例えば平成21年度が4200万円、平成22年度が8300万円という形で、それ以外の年度も黒字を計上しておりますので、これについては厚生労働省においても、学校法人として安定的に運営できるのかという審査にかかわりますので、これについてもまだ最終の承認は出ておりませんが、ほぼ大丈夫であろうという話は厚生労働省から聞いております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案交通事故に関する和解等についての審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

宮里達也福祉保健部長。

○宮里達也福祉保健部長 それでは、乙第16号議案交通事故に関する和解等について御説明いたします。

平成23年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の55ページをお開きください。

本議案は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との和解及び損害賠償額について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

宮里達也福祉保健部長。

○宮里達也福祉保健部長 それでは、乙第24号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

平成23年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の74ページをお開きください。

本議案は、沖縄県総合福祉センターについて、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの

であります。

なお、指定管理者の指定に当たって公募を行ったところ、2団体から応募があり、沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会の審査意見を踏まえ、最も評価の高かった社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会を引き続き指定管理者の候補として選定しております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 沖縄県総合福祉センターの指定管理ということなのですが、今回初めてではないですよ。指定管理の経緯について、お尋ねします。

○大村敏久福祉・援護課長 沖縄県総合福祉センターの運営の経緯についてまず御説明いたします。同センターは平成15年2月に供用開始されております。平成15年2月から平成18年3月31日までは従前の管理委託を社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会に委託をしております。指定管理者制度ができました平成18年度から平成20年度まで第一期の指定管理者制度を導入して、同協議会を指定しております。さらに、平成21年度からの第二期の指定管理についても、沖縄県社会福祉協議会が指定管理を受けております。今回、3回目の指定管理となります。

○西銘純恵委員 3年ごとの期間というのはなぜですか。それと、私は県総合福祉センターというのは、沖縄県の福祉行政のかなめの部分ですから、直営が当然だと思ったのですが、平成18年度から指定管理にした理由についてもお尋ねします。

○大村敏久福祉・援護課長 まず指定管理の3年についてですが、県の公の施設の指定管理者制度に関する運用方針の第2の2において、指定管理期間は5年以内を原則とすると。また、指定期間の目安として、業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設については5年以内、

施設の維持管理が主たる業務の施設については3年以内と定めております。当該施設は、先ほども説明いたしましたが、業務の内容が、会議室の貸し出し及びその利用料金の徴収、施設の維持管理など、施設の維持管理が主たる業務であること、また、指定管理を希望する団体の参入機会を確保する観点から、指定管理期間を3年としているものであります。

○西銘純恵委員 貸し出しと言いますが、実際はそのセンターの中にいろいろな団体—福祉の関連団体が入っていると思うのですよ。ですから、その皆さんがいろいろな行事をする、会議をする、そういうもので本来的には使われている、それに県民が何らかの必要があるときに入っていくということがあるかと思うのですが、そういう意味では、社会福祉協議会が指定管理を受けているということはあるのですが、福祉事業を総合的に進めていくということであれば、社会福祉協議会がということではあるのですが、ただ今度も、公募したというところが問題だと思っているのですよ。例えば、ほかのところが入る余地があるということで公募をされているのか、それとも社会福祉施設ということで社会福祉協議会に担ってもらおうということがあるのであれば、社会福祉協議会に安定的に、長期的に運用をさせていく、指定管理をさせていくという検討はなされなかったのかどうか、お尋ねします。

○大村敏久福祉・援護課長 先ほど説明しましたが、同センターの主たる業務が会議室等の貸し出し及び施設の維持管理の業務を行うこととなっております。施設の効果的な活用及び効率的な施設管理を推進する観点から、運用委員会での意見等も踏まえて、多様に管理方法が検討できる公募としたものであります。また、先ほど説明しましたが、運用方針において公募が原則であるということで、過去2回も公募をして、実際に複数の応募もあったという観点から、今回も公募したということでありまして。

○西銘純恵委員 公募が原則と言っていますが、やはり中にいる団体の皆さんを含めて、活用を含めて、公募になじまないと思はし、そして5年という期間でやれば、もっと社会福祉協議会が、ある意味では安定的にやれていくと思うのですよ。ですからこの5年間少なくとも公募をしないと。運用の指針で公募をしなくてもできる施設として、やってこなかったし、今度もそれを出してはいないのですが、それをやるべきではないかと思って私はお尋ねしているのです。検討はしたのですか。検討はしたけれども従前どおりやるとなったのですか。5年間公募なしという検討はなされたのですか。

○大村敏久福祉・援護課長 先ほども御説明いたしましたが、過去2回において公募原則の方針に基づいてやったことと。そして今回の運用委員会においても、県の方針、資料等も事前に配って、運用委員会の中でも公募を前提としたと言いますか—運用委員会の意見も踏まえて、多様に管理方法が検討できる公募としたということでもあります。

○西銘純恵委員 指定管理が始まった当初の管理料金と、平成23年度は幾らですか。計はいいです。最初と最後の管理料金をお尋ねします。

○大村敏久福祉・援護課長 指定管理料金、制度が始まった平成18年度の収入ベースで一決算額でいきますと9042万2000円であります。平成23年度は、予算であります、8882万円となっております。

○西銘純恵委員 当初の供用開始をされたときは幾らだったのですか。

○大村敏久福祉・援護課長 平成15年度になりますが、1億997万5000円となっております。

○西銘純恵委員 当初から比べたら、2000万円落ちているといるということですが、建物は古くなれば修繕とかが出てきますよね。ですから、修繕費が結構出てくるのではないかと思うのに、維持管理そのものが減らされているということは、現場の状況を見ているのかなということも感じはするのですよ。ですから、経費削減だけであってはならないというところで、総務省からも通達が出され、そして職員体制も、正規・非正規、体制、人数についてもお尋ねをしたいのですが、2000万円の差が出るということは、結構な経費が削られたと見るものですから、どこで削られているのか、分析したことはありますか。まず金額をお尋ねします。正規職員か非正規職員かの割合と、人数の。

○大村敏久福祉・援護課長 指定管理前が、正規職員1名、非正規職員4名の計5名となっております。指定管理制度移行以降は、正規職員1名、非正規職員5名の計6名となっております。

○西銘純恵委員 現在もその人数ということよろしいでしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 そのとおりです。

○西銘純恵委員 そうすると、指定管理の前と比べて2000万円の金額が落ちたけれども、働く人は1人ふえているということになっていますから、人件費の問題もやはり大きいと思うのですよ。そこら辺は、非正規職員が1人ふえたということですが、業務の内容に応じてふやさざるを得ないので、現場そのものが人をふやしているということは明らかですから、やはり指定管理料というのは、それにに応じて、増額があつてしかるべきだと思うのですが、増額はなかったのでしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 人件費の算定においては、過去3年の平均をとって算定しているところであります。

○西銘純恵委員 人数が1人ふえているのに、減っているのではないかということをやっていますから、精査をしてできるだけ一3回にわたって継続して、指定管理でやっているということであれば、きちんと正規雇用にということをやっていただきたいと思うし、それともう一つは、公共に戻すというのが、私が主張する立場なのですが、今回例外措置で出てこなかったところが、検討がおくれているかなと、とても思っているのですよ。やはり指定管理を見直していく、そして非正規労働者、ワーキング・プアを生み出したのが指定管理だと、総務省でも大臣が丸ごと認めざるを得ない状況の中で、公共に戻していくということで、ぜひ今後も検討していただきたいと思うのですが、これは福祉保健部長に答えていただけないでしょうか。

○大村敏久福祉・援護課長 今回の公募につきましては、先ほど説明したとおり、今回の公募時点において、運用方針の原則にのっとり、運用委員会での状況を踏まえました。そして、九州各県の状況を調べましたら、株式会社がやっているところもあつたりするものですから、今回は従来どおりの公募といたしました。ただ、県議会の代表・一般質問で、今御指摘があることは承知しておりますので、今後の課題にしていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 修繕費が30万円以下は指定管理者がやると。それを超えたらということになっていると思うのですが、実際は大きな修繕はなかなか、皆さんが現場を見ていないですから一直営ではないものですから、現場ではちょこちょこ30万円の修理をするということで、実際に出ていく経費はかさんでい

っているのではないかというところも危惧しますので、私は直営に戻していく立場で、今後、検討していただきたいということを要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 代表質問でも今回の指定管理者三巡目に当たって、2回目と3回目が65%重なっているということが答弁であったのです。それをお尋ねしました。この間の3回まわすあたりで全部を比較したら、県が出している施設というのは1回目と3回目とかですね、あるいはJV組んでとかとなると100%重なっているのですよ、100%。だから今あるように、そういった基本的に公募になじむかなじまないかも含めて、根本的に議論が必要なところではないかということで、この間質疑をしてきたわけです。それでお尋ねしたいのは、その社会福祉センターの指定管理に当たって指定管理者に対して期待している役割というのは、一般的には先ほど言ったように公募が原則ですという、株式会社がやっているところもありますということでしたが、ビルメンテナンスみたいな、リース業みたいなことを皆さんは全うできればどこでもいいということを対象にしているのか。それともやはり社会福祉センターの機能が大いに生かされるというのであれば、そこにかかわる団体、入居している団体、そして、ひいてはその社会福祉の充実というそういった役割を持ち得るような団体にそもそも皆さんは期待をして、その評価を見て、今回三巡目に当たって3連続同じ社会福祉協議会がとっているのか、そこら辺はどういった役割を含めて期待して、今、指定管理に出しているのですか。そのところがまず知りたいですね。

○大村敏久福祉・援護課長 ビル管理のみで費用の軽減が図られればという観点だけではなくて、利用者が一住民ニーズの効果、効率的な対応に寄与することが本来の指定管理制度の趣旨ですので、先ほどのビル管理も含めて社会福祉施設に対する一社会福祉センター自体が県民の社会福祉に対する理解を深め、社会福祉に関する積極的な参加を促すための施設でありますので、当然、そういう観点から県民に寄与する管理ができる団体ということで考えております。

○仲村未央委員 まさしくそうであれば、こういった指定管理に出す施設の特徴をより発揮させるために、当然、出す段階でこれが公募の原則にふさわしいのかそれとも、あえて例外規定を置いていますから、指定管理者のマニュアル

でね。総務部がつくっている、皆さんがそれを一今運用しているまさにそのマニュアルには、例外規定があるのですよ。その施設を設置目的に準ずる団体とか、皆さんはそのまま設置目的と県が担う役割を補完すべき団体、こういったところにそもそも役割を担わせるということも、当然これは議論があつてしかるべきで、この社会福祉センターはまさに社会福祉という以上、利潤追求ではないわけですよ。貸しホールでもない。そうなれば、いろいろな団体と連携機能を持てる、ふさわしい団体が一皆さんが複数あつてこれは競争になじむという判断で結局は指定管理に出しているわけですがね。そうかどうかという議論があつたかどうかを先ほども聞いたのですが、そもそもそこは議論したのですか。議論してなくて機械的に、ただ指定管理三巡目ですから、3年たちましたから公募しましたという、この程度のことですか。

○大村敏久福祉・援護課長 先ほども説明しましたが、運用方針の原則に基づいたということと、過去2回同じように公募したということもありまして、運用委員会でも運用方針等についても、一応、資料として渡しております。これに、特に議題としてどうするかという細かい議論はしていないのですが、従来から公募してきたという原則を踏まえて、今回やったということであります。

○仲村未央委員 結局、指定管理料も当初から一律に下がっていくという状況を見れば、公募というツールを通じて競争になじまないものも無理やり競争させて、結局同じ団体がとっても指定管理料が下がっていくということにしか、このことは結果としてつながっていないように見えるのですよ。やるたびに指定管理料が下がっていく、そして競争原理が働くことによって従来よりも安い価格を出さなければとれないと。けれども、実際には競争相手にならないようなところと競争して、結果として同じところが毎回とっていくというこの現象が、ここだけではないけれども、そういう団体が幾つも散見されると私は思っているのです。だから本当に機械的なそういう指定のあり方ではなくて、特に社会福祉というのであれば、やはりそういった根本的な検討を通じて、そこは指定管理のあり方を含めて見直しの時期に差しかかっていると私は思いますが、福祉保健部長、そのことについて、もし何か見解があれば伺って終わりたいと思います。

○垣花芳枝福祉企画統括監 仲村委員が御指摘の施設を目的に沿って活性化していくということは非常に重要なことだと思いますし、特に総合福祉センターは地域における福祉の一地域福祉の拠点としてどう活性化していくのかとい

う意味では、この施設の有意義性というのは十分に認識しております。ただ、指定管理の制度に向かっていくときに、向こうは現在、小さな団体から大きな団体まで含めて26団体入っておりますが、そちらは大半が社会福祉協議会の会員に一応なっています。ただ、これまでこの施設をどう活性化するかということについての意見を運用委員会の中でも議論をしまして、今回も公募に向けては、その公募に向けて何を期待し、何を強化するかということについての御意見もいただきました。実際に今の施設で実は余り稼働していない施設も中にいっぱいありまして、そこら辺の課題も含めて運用委員会の中ではもっと一要するに従来の同じような形ではなくて、もっと違う視点を入れてもいいのではないかという意見等もございまして、この辺については今後の課題かなと思っています。今の指定管理制度でこれが議論できるものなのか、それともこの施設の活性化に向けたもっと基本的なことについて福祉団体と共に考えていくのか、そこら辺を含めて今後、このセンターの活性化に向けての検討をしていく必要があるかと思っています。その中で体制とか管理のあり方はいろいろと運用委員会の御意見等も関係者にお聞きしていきたいと思っています。

○仲村未央委員 半分ぐらいしかわからなかったのですが、一応、ビル管理という視点だけではないというところが、どのように機能として反映されるような評価のあり方になっているのかというところを、これは非常に大きな課題だと思っていますので、今の指摘をぜひ受けとめていただければと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次回は、12月12日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇